



実教出版

## 目 次

はじめに.....	1
1. 社会主義思想とロシア革命.....	2
1) マルクスの社会主義思想	
2) 社会主義運動の二つの道	
2. ソ連型社会主义の形成.....	7
1) 政治体制の面から——ソビエト制と一党制	
2) 経済体制の面から——指令的計画化	
3) 民族的国家編成の面から——ソビエト連邦制	
3. ソ連型社会主义の性格と問題性.....	20
1) 国家主義的社会主义	
2) 歴史的条件と危機	
4. ペレストロイカとソ連邦の消滅.....	24
1) 「ペレストロイカ」とは何か	
2) 「ソビエトの活性化」から「権力分立」へ	
3) 「企業家精神」を求めて——脱社会主义へ	
4) 民族問題の噴出と連邦制の危機	
5) 八月政変とソ連邦の消滅	
終わりに.....	42

## はじめに

1991年の暮れ、ソ連が消滅した。ソ連を構成していた15の共和国は独立国家としての歩みを開始し、それらのうちロシアなど11か国は、さしあたり「独立国家共同体CIS」というゆるい結びつきをかろうじて保ちながら、それぞれの将来を模索している。

消滅したソ連とは一体何であったのか？ それはなぜ消滅し、旧ソ連はいかなる方向に向かおうとしているのか？ 20世紀世界の重要な構成部分であったソ連の消滅は世界をどのように変えるのか？ そして歴史と社会についてのこれまでの見方にどのような反省を迫っているのか？ 今なお揺れ動く旧ソ連についての日々のニュースを追いながら、同時に私たちは、大きな視野からのこのような問いに解答を与えるという課題に直面している。

「私たち」には、旧ソ連の専門的な研究を仕事とする者も、教育の場で旧ソ連について教えている者も、そして「市民」としてより良く生きるために教知を身につけるべく、学ぶという立場にある者もふくまれる。教育という営みが教える者から学ぶ者への知識の一方的伝達にはとどまらないよう、研究者と教育者との関係もまた、できあいの結論の一方的な紹介ではありえない。一般論としてそうであるだけではない。ソ連の消滅という歴史的事件を前に、専門研究者のそれぞれもまた、自己のこれまでの認識を点検することを迫られているからである。

この小論は、冒頭に示した一連の問い合わせたいする答えとともに探り当てるための手がかりのひとつとしていただくことを願いながら、主として「ソ連とは何であったのか？」という点に的を絞り、筆者なりの整理を試みたものである。そのさい、紙幅の制限、それに何よりも筆者の能力の限界があるので、筆者が重要と考える論点ないし考え方の筋道の提示に力点を置き、それらについての詳細な記述や論証は別の機会に譲ることとせざるをえない。率直なご批判をいただければ幸いである。

さて、消滅したソ連の正式な国名は「ソビエト社会主义共和国連邦」である。この国名には、地域とか民族を表示する部分はまったくふくまれていない。それだけに、逆にこの国家の政治的諸理念を雄弁に物語るものとなっている。「ソビエト」「社会主义」「諸共和国の連邦」がそれである。ソ連が消滅したという場合、直接には「諸共和国の連邦」の消滅を意味するのであるが、「ソビエト」「社会主

義」という理念もまた放棄されている。このことは、これら三つの理念が相互に密接な結びつきをもっていることを示唆している。だが、にもかかわらず、政治体制にかかる「ソビエト」、社会=経済体制にかかる「社会主义」、民族的国家編成（民族と国家との結びつき方）にかかる「諸共和国の連邦」はそれぞれの起源と独自の論点とをもっているのであり、消滅の時期も少しずつずれている。そこで、論点を整理するという小論のねらいに即して、これら三つをそれぞれ取りだしたうえで、それらの関連を考えるという手順をとることにしたい。そのため、時間の経過に沿った叙述という側面をある程度犠牲にさせるえないことをお断りしておく。

## 1. 社会主義思想とロシア革命

### 1) マルクスの社会主义思想

「諸共和国の連邦」としてのソ連の成立はのちに述べるように1922年のことであるが、ソ連を構成する「ソビエト社会主义共和国」の起点が1917年のロシア革命であることは言うまでもない。そして、この革命の歴史的性格を考えるさい、革命を指導したロシア社会民主労働党（ボリシェヴィキ）——のちのソ連共産党——の思想的源泉であるマルクスの社会主义思想を振り返っておくことが不可欠である。このこと自体はきわめて常識的な思考手続きにすぎないが、多面的なマルクスの思想のどの側面にどう光を当てるかは、振り返る側の問題意識によって多様でありうる。ここで想起しておきたいのは、次の3点である。

第1に、社会主义とは一口で言えば資本主義批判の思想と見ることができるが、マルクスの場合、資本主義の歴史的な進歩性にたいする肯定的評価とその否定的な側面にたいする原理的な批判とが結びつけられていた。資本主義は、一面から見れば封建的な共同体から個人を解放し、農民の土地への縛縛を基礎とする停滞的な生産様式を打破して、蓄積された資本のもとに生産手段から切り離された労働者たちを集めて集団的労働を組織し、そこに科学技術の成果を適用することによって生産力の巨大な発展を可能にした。このことを他面から見ると、生産発展の推進力は生産手段を私的に所有する資本家たちの利潤極大化をめざす競争であり、地主・資本家・労働者という3大階級への社会の分裂の進行の結果として圧倒的多数者となりつつある労働者の労働の一部（剩余生産物）は生産手段の所有者によって搾取され、社会は市場メカニズムという制御不能な力（その爆発的な現われが周期的な恐慌である）によって翻弄される。社会主义とは、社会的な性

格を帯びるようになった生産（大規模化と集中）という資本主義の達成を受け継ぎながら、そのような生産を社会の多数者としての労働者の手に委ねることによって、より人間的な社会を築こうとするものにはかならない——。このようなマルクスの思想については、例えば3大階級への社会の分裂という見通しは単純に過ぎるのではないかという疑問が早くから投げかけられている（E=ベルンシュタイン）し、今日の眼から見れば、生産力の無限の発展のうちに歴史の進歩を見いだす思想に生産力主義という批判を向けることもできる。だが、これらの問題点を念頭に置いたうえでここで留意しておきたいのは、マルクスが、あくまでも資本主義の達成を踏まえ、それを批判的に克服するものとして社会主义を位置づけていたという点である（したがって、マルクスの思想が今日の時点でいかなる意味をもちうるかを検討するさいには、何よりも、彼が眼前にしていた19世紀の資本主義と20世紀末の今日における資本主義との異同の立ち入った分析が不可欠となろう）。

ところで、マルクスが描いた社会主义社会の姿は、①生産者たちが自分たちの生産のあり方を自ら決定し実行する（労働における自由）とともに、そのような生産からも解放された自由な時間を楽しむ（労働からの解放）ような「自由な生産者たちの自由な協同社会〔アソシエイション〕」としての社会、②市場の無政府的な力から解放されて、人間が自分たちの目的に沿って社会過程を意識的に制御する社会、③他人の労働に寄生する不労所得を廃し、労働できる者は自らの労働により、労働できない者は社会的連帯によって支えられて生きる社会、として整理することができる。これら三つの側面は、「社会主义」という言葉から連想される「労働者による自主管理」「計画経済」「社会的公正ないし平等」というイメージとそれぞれ結びついている。このような社会を実現しようとしたその後の諸経験は、これら三つの側面のそれぞれが難問をはらんでいる（①については生産における分業の問題、②については全社会的な規模での計画化の可能性と有効性の問題、③については分配の基準と労働意欲との関係の問題）ばかりでなく、それら（例えば「労働者による自主管理」と「計画経済」と）を結びつけることがいかに困難であるかを物語っている。だが、それはともかくとして、マルクスがこのような社会主义社会を実現するための鍵として位置づけたのが、生産手段にたいする私的所有を廃絶し、社会的所有を確立することにはかならない。この段階では生産そのものが社会による制御を必要とし可能ともするような水準に到達している、ということが前提とされていた点を、いま一度強調しておきたい。

第2にマルクスは、国家権力にたいしても肯定的であるとともに否定的な態度をとっていた。肯定的であるというのは、以上のような社会主義社会を実現する第一歩として、まずは労働者階級が国家権力を掌握することが必要であることを強調していたからである。否定的というのは、私的所有の廃絶によって諸階級への社会の分裂が克服されるにつれて、非和解的な階級対立の産物としての国家はその役割を終えて死滅するという展望を描いていたからである。問題は、このような肯定と否定の両側面の関係である。

ここで、国家権力をめぐる民主主義の立場と自由主義の立場との相違にふれておくことが有益であろう。政治思想としての民主主義は、人が直接にあるいは代表者をつうじて重要な公共の事項の決定に自ら参加することのできる政治体制を理想とする。このように、民主主義が権力の担い手は誰かという問いを重視するにたいして、自由主義は、権力の担い手が誰であろうと、権力によって干渉されない領域を確保することに关心を向ける。民主主義が統治集団と被統治集団との同一性を追求し、統治への参加のうちに自由の実現を見るにたいして、自由主義は両者の分離を前提とし、権力の及ばない範囲が大きければ大きいほど自由であると考える。そして、そのような範囲に属すべき私的所有を、人格的な自立の基礎として重視する。これにたいして民主主義は、権力の力で所有のあり方を変えることが許されると考え、所有のあり方に制御を加えることによって人民の平等を確保することをめざすのである（日常的には、民主主義と自由主義との原理的相違が意識的・無意識的に曖昧にされていることが多い、また歴史的に両者が接近してきている面も否定できないが、これら二つの思想の区別——上記は、この区別のひとつの整理の仕方である——を自覚していることは依然として重要である）。このように整理すると、マルクスが民主主義の立場に立っていたことは明らかである。彼は、労働者階級が権力を握ることを重視し、私的所有の廃絶という当面の課題に応えると同時に、やがては自らを死滅させてゆくように、労働者階級の権力そのものの内部をいかに組織すべきかには関心を払ったが（コミューン型国家）、労働者階級の権力であろうと、それが権力であるかぎりは人民にとってよそよそしい存在であるという側面をもち、したがってこれにいわば外から制約を加えておく必要もあるという自由主義的発想は弱かったのである。

第3に、マルクスにとって、社会主義革命は一連の発達した資本主義国（イギリス・フランス・ドイツ）における連鎖的な革命として生ずるはずのものであった。資本主義は国境を越えて発展する本性を持ち（世界市場）、その没落を告げ

る危機も世界恐慌として現われると考えられたからである。したがって、この危機を社会主義革命に切り替えるための主体的な準備も、国境を越えた広がりのもとでおこなわなければならないということになる（「インターナショナル」の結成）。このような思想を表現するものとして「万国のプロレタリアート、団結せよ」「プロレタリアートは祖国をもたない」という標語が有名であるが、その背後には、労資の対立関係は国境を横断して貫かれているという認識があつただけではなく、男子普通選挙権さえ実現していない当時にあって、労働者には「国民」の一部としてそれぞれの国家の運営に参与する道が閉ざされていたという現実があった。こうして、ナショナリズムにたいするインターナショナリズムの決定的優位が、マルクスの思想の重要な構成要素となっていたのである。

## 2) 社会主義運動の二つの道

さて、以上のようなマルクスの思想をバックボーンとした社会主義運動は、その死後、二つの方向に枝わかれてゆくことになる。ひとつは、資本主義の成熟が体制的危機を不可避的に到来させると考え、この危機に主体的に対応して資本主義とは質的に異なる新たな社会を目的意識的に形成しようとする方向である。そこでは、新たな社会への転換の基礎条件として、生産手段にたいする私的所有の廃絶＝社会的所有の確立の意義があくまでも重視される。もうひとつは、資本主義がその矛盾にたいする批判を吸収しつつ危機を克服してゆく能力を直視し、資本主義にたいする批判をつうじて、資本主義のシステムそのなかに社会主義的要素をできるかぎり盛り込んでゆこうとする方向である。ここでは、資本主義そのものの廃止が目標とされるのではない以上、所有問題の意義はもはや相対化されることになる。このような方向が最初にもっともはっきりした形をとったのが、選挙権の拡大を通じて社会主義政党（社会民主党）の議会への進出がもっとも顕著であった——その意味で労働者の「国民」への編入がもっとも進んだ——ドイツである。これにたいして、前者の方向が力を強め、やがて革命を通じて具体化されたのが、ほかならぬロシアであった。そして、これら二つの潮流は、直接には、1914年に勃発した第一次大戦にどのような態度をとるかをめぐって決定的に分裂することになる。

このような二つの方向のうち、前者を共産主義、後者を社会民主主義と呼ぶことが少なくない。旧ソ連で支配的であった前者の立場からは、社会民主主義は資本主義の枠内での改良をめざすものにすぎず、社会主義とは別のものであるとし

て扱われることが多い。この場合、共産主義と社会主义とは、広義の共産主義のうち、資本主義から生まれたばかりの低い段階が社会主义、成熟した高次の段階が狭義の共産主義というように区別されることになる。後者の立場から見ると、両者とも広い意味での社会主义にふくまれる。あるいは、社会主义という言葉は後者（社会民主主義）のみを指し、これと共産主義とを対置することも少なくない。いずれにしてもこの立場では、共産主義は共産党による一党独裁と結びつけられ、厳しい批判の対象とされることになる。どのような用法を選択するかは思想的立場とも結びついているが、多様な用いられ方が現に存在する以上、どれが正しくどれが間違っているという態度ではなく、それぞれの概念がどのような文脈で、何と対置されているかを吟味しながら判断することが必要であろう。

ところで、共産党の一党独裁と結びついた共産主義イメージが作られるもととなった20世紀初頭のロシアは、有数の工業地帯をいくつか擁するとはいえ全体としては農業人口が圧倒的な比重を占める後進国であり、政治的には、1905年の第一次ロシア革命の圧力のもとで、翌1906年になってようやく、きわめて制限的な選挙制度にもとづく議会が皇帝の専制権力に従属する形で開設されたにすぎなかった。首都ペトログラードをはじめとする大都市では自らの支持する政党の機關紙を読む労働者が成長する一方、農村女性の4分の3は読み書きすらできない状態に置かれていた。このようなロシアでは、マルクスの想定したような社会主义革命の機は熟しておらず、当面の課題はブルジョア民主主義革命の実現であるというのが、レーニンらボリシェヴィキをふくむマルクス主義的社会主义者たちの一致した認識であった。このような認識を変えるきっかけをレーニンに与えたのが、植民地争奪をめぐる帝国主義戦争として戦われた第一次世界大戦である。ロシアも参戦したこの戦争に「祖国防衛」の立場から支持を与えることを拒否したレーニンは、帝国主義戦争からの脱却の道を労働者階級による権力の掌握と社会主义の実現に求めることを主張した。古典的マルクス主義から逸脱するこのようなきっかけは、当初はボリシェヴィキの間ですら孤立したものであったが、やがて都市のプロレタリアートや戦争で疲弊した兵士たちを捉え、十月革命となって結実するのである。こうして、資本主義とは質的に異なる新しい社会として社会主义社会を実現しようとする試みは、マルクスの想定とは大きく隔たった条件のもとで開始されることになる。重要なのは、当時のボリシェヴィキたちがこのことを強く自覚していたということである。すなわち、後進国における先発社会主义革命としてのロシア革命は、それが引き金となって勃発すべき先進ヨーロッパ

における革命の一構成部分としてのみ生き延びることができると考えられていたのである。だが、第一次世界大戦終結直後にドイツなど一部の諸国で革命運動の高揚が見られたとはいえ、20年代のはじめにはこのような想定が実現される可能性は遠のき、革命ロシアは資本主義列強に包囲されたままで持ちこたえてゆかなければならなくなる。この段階でも、後進的なロシア一国ではマルクスの想定したような社会主义社会を（建設に着手することはともかく）完成させることは不可能であるという認識は維持されていた。それに異を唱えたのがスターリンの「一国社会主义」論（1924年）であり、ソ連において社会主义社会が現に実現されたという主張が支配的なものとなるのは、「上からの革命」（1929年）を経た30年代のことである。マルクスの社会主义思想にやや詳しく立ち入ったのは、スターリンの主導したこのような自己認識の転換のはらむ問題性を強調するためにはかならない。

## 2. ソ連型社会主义の形成

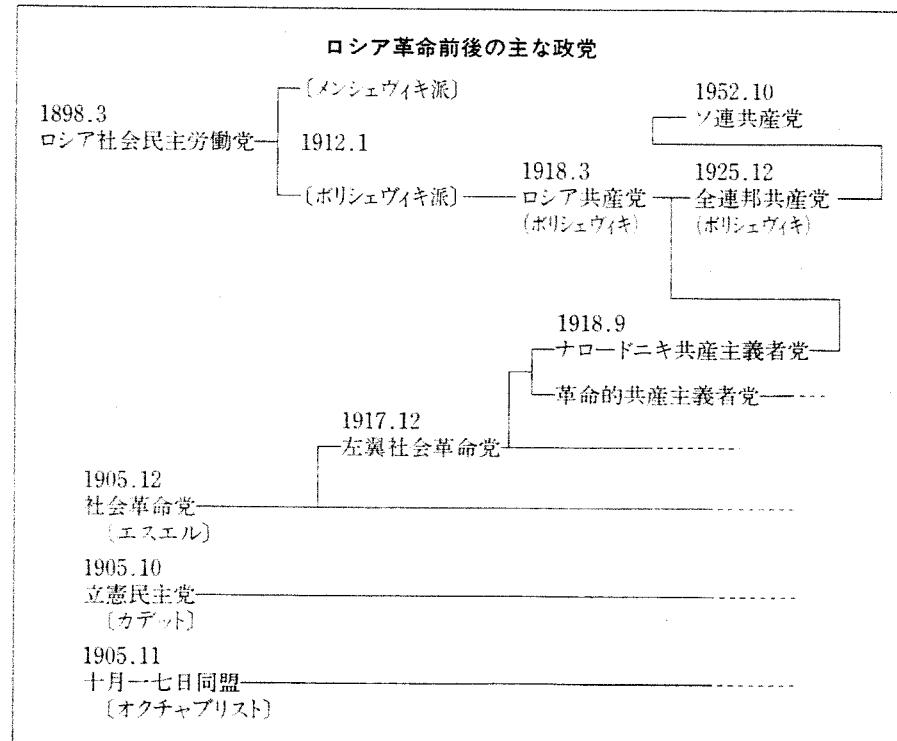
### 1) 政治体制の面から——ソビエト制と一党制

やや先まわりしてロシア・ソ連における社会主义観の問題に触れたので、ここで改めて1917年にたち戻り、冒頭で述べた「ソビエト」「社会主義」「諸共和国の連邦」という三つの理念に即して、30年代に「社会主义の完成」が謳われるまでの過程における問題点を順次検討してゆくことにしよう。

まず、「ソビエト」である。ソビエトとは元来、助言・会議・評議会などの意味をもつロシア語であるが、次のような経過を経て一定の政治体制ないしその政治体制のもとでの機関を現わす概念となった。すなわち、このような意味でのソビエトの起源は、1905年の第一次ロシア革命期にイヴァノヴォ=ヴォズネセンスクやペテルブルグなどで各工場の労働者によって選出されたストライキ委員会として発足したものに遡る。これらのソビエトは革命の退潮とともにいったん消滅するが、1917年の二月革命後、ただちに1905年の経験にならったソビエトが各地に作られる。このときには、労働者ソビエトだけでなく、兵士と農民のあいだでもそれぞれのソビエトを結成する動きが進行した。とりわけ、労働者ソビエトと兵士ソビエトは労兵ソビエトの形で結合し、1917年6月には全ロシア=ソビエト大会を開催して全国的統合をはかった。当面の革命はブルジョアジーがヘゲモニーを握るブルジョア民主主義革命であると理解するメンシェヴィキ・社会革命党が優位を占めるソビエトは、当初、二月革命の結果として成立した臨時政府に条

件づきで支持を与えていた。だが、人口の3分の2を占める農民の土地要求をはじめとする社会問題と第一次世界大戦への対応という戦争・平和の問題を解決できない臨時政府にたいして、入閣してこれを支えようとするメンシェヴィキらと、これを打倒してソビエトに権力を移すことを主張するボリシェヴィキとが対立する。臨時政府にたいするコルニーロフ将軍の軍事クーデターが撃退された8月末以降、ペトログラード・モスクワなどのソビエトがボリシェヴィキ支持に転じたのを受けて、ペトログラード=ソビエトの指導する武装蜂起が臨時政府を打倒し、これに合わせて開催された第2回全ロシア=ソビエト大会がソビエト権力の樹立を宣言することになる（十月革命——西暦では11月）。

十月革命によって成立した政府は、当初、臨時労農政府と称していた。「臨時」とされたのは、二月革命の所産としての臨時政府と同様、権力の正統性の問題が最終的には決着していなかったからである。この問題に決着を与えるべき位置にあったのは、普通選挙制にもとづく憲法制定会議であった。ソビエト権力は、臨



時政府時代に準備されていた憲法制定会議の選挙を自らの手で実施し、1918年1月にこれを招集した。しかし、反ソビエト権力の立場に立つ社会革命党が優位を占める憲法制定会議がソビエト側の準備した「勤労・被搾取人民の権利の宣言」の審議を事实上拒否したため、ソビエト権力はこれを解散させるにいたった。社会主義革命路線を謳った「宣言」は、憲法制定会議に代わって第3回全ロシア労働者=兵士=農民ソビエト大会によって採択された。ソビエト権力は、このような形で権力の正統性問題に決着をつけたのである。

ペレストロイカによって促された歴史の見なおしの動きのなかで、この憲法制定会議解散問題が再検討の対象のひとつとなっている。憲法制定会議を解散させて今日にいたるソビエト権力全体を非合法の存在と見なし、合法政権を樹立するために憲法制定会議を改めて招集すべきであるとする政治的立場も現われている。そのような現時点での政治的主張とは別に、歴史を改めてふり返って見ること 자체は確かに必要である。当時、憲法制定会議の解散を正当化したレーニンらの論理は、「革命の利益は憲法制定会議の形式的権利に優先する」というものであった。「革命の利益」というとき、18年1月の時点で、土地改革・銀行国有化・離婚の自由化などさまざまな革命的諸施策がすでに着手されていることが念頭に置かれていた。また、政治判断としては、大都市や軍など政治的帰趨を左右する重要な部分でソビエト権力への支持が高いことが重視されていた。確かに、このような実質論を前面に掲げる論拠は、普通選挙によって支えられた“形式民主主義”を正統性根拠とする立場から見れば問題である。だが、十月革命後の時点で憲法制定会議の正統性を主張した勢力が、それ以前の段階では農民の土地要求がそこに反映することを恐れて招集に必ずしも積極的ではなかったとされることなどをふくめ、“形式民主主義”がどのような位置を占めていたかを（今日的観点に過度に引きずられることなく）当時の歴史的状況に即して検討することが必要である。問題は、もともと階級的構成原理（労働者ソビエトには、当然のことながら資本家は代表されていない）をもつものとして成立したソビエトが、そのまま国家権力機関に転化したことにより、国家権力機関としてのソビエトが有産者等を排除した制限選挙制に立脚してスタートしただけではなく（それでも1906年以降の帝国議会と比べれば有権者数は飛躍的に拡大した）、対立する政治諸潮流が対立を維持したままあい争う舞台としての性格を急速に失なっていったことである。このことを決定的にしたのが、のちに見るような一党制の成立であった。

さて、政治体制としてのソビエトは、①選挙人による代議員の選挙制とリコー

ル制、代議員がソビエトにおいて行動指針とすべき選挙人訓令、代議員の選挙人への報告義務制などによって担保される選挙人団と代議員との緊密な結合（代議員の地位の職業的性格の否定）、②そのような代議員によって構成されるソビエトが立法をおこなうと同時に自ら執行もする権力統合制（権力分立制の否定）を理念としている。フランス革命期以来の「国民Nation主権」と「人民People主権」との対立（前述した自由主義と民主主義との対抗関係に照応）の系譜から見て後者の流れに位置するこのような理念は、直接には、レーニンが『国家と革命』で論じたように、選挙人から遊離しているばかりでなく、各省や参謀本部によって舞台裏でおこなわれている真の国家活動をカムフラージュするための議論に明け暮れている「おしゃべり小屋」と見なされた議会に対置される、「行動団体」としてのソビエトを基礎づけるものであった。だが、状況が急速に流動する革命期に、しかも比較的限定された空間的範囲においては有効性を發揮する可能性のある①と②の組合せも、平時において、複雑化した行政事務を、ロシア・ソ連のような巨大な空間において処理してゆこうとすると、矛盾につきあたる。立法と執行との統一という理念を重視しようすれば代議員の非職業性を堅持することは困難であるし、代議員の非職業性を重視すればソビエトでの代議員活動に割きうるエネルギーは限定されざるをえず、その分、一般の代議員の役割を代行する者に依拠する必要性が生ずるからである。ソビエト制の運用は実際には後者の方向に傾斜してゆき、ソビエト幹部会という代行機関や執行機関の比重が高まることによって、ソビエト（全体会議）の存在は形骸化の道をたどることになる。

だが、ソビエトを形骸化させるうえで、ソビエト制の理念そのものに内在する以上のような矛盾にも増して重要な役割を演じた要因は、一党制の確立にともなって重要な政治的決定や人事配置が、実質的には共産党機構によっておこなわれるようになっていったことである。

十月革命後、ボリシェヴィキ以外の諸政党は、それぞれ異なる状況のもとで公式の政治舞台から急速に姿を消してゆく。自由主義的ブルジョアジーと知識人の政党である立憲民主党は、憲法制定会議の運命をめぐる緊張が高まりつつあった17年11月末に、そのリーダーたちが「革命にたいする国内戦」を企てるものとして逮捕され、実際、3年間にわたる国内戦で武力をもってソビエト権力と対峙する側に回ることになった。この国内戦における反ソビエト側の敗北は、そのまま立憲民主党の政治的崩壊を意味した。憲法制定会議で最大多数の議席を獲得した社会革命党は、国内戦状況のもとで「第三の道」を標榜し、その一部は憲法制定

会議の旗を掲げてウラル地方などに政府を樹立することを試みたものの、反ソビエト軍のコルチャーカ将軍によって打倒され、政治的基盤を失なった（18年秋）。社会革命党勢力のすべてがソビエト権力にたいする態度で一致していたわけではなかったが、ソビエト側は18年6月にメンシェヴィキ代議員とともに同党代議員をソビエトから追放する決議を採択するという対応をおこなった。メンシェヴィキは、社会革命党以上に態度が割れており、ボリシェヴィキと闘うためにはいかなる勢力と手を組むことをも辞さないグループから、ボリシェヴィキ政権の崩壊がロシア革命そのもの崩壊につながることを避けるために労働運動の統一を模索するグループまでをふくんでいた。後者は18年11月のドイツ革命を見てソビエト権力を承認する立場に転じ、これを受けてソビエト政権もこのグループに限定して再び合法化するという柔軟な対応を見せたが、結局は20~21年にメンシェヴィキのリーダーたちの一部は亡命し一部は逮捕されて、国内における政治生命を終えた。最後に、17年12月に社会革命党から分かれた左翼社会革命党は、一時ボリシェヴィキと連立政府を組んで農業・司法などの人民委員（大臣）を送り、憲法制定会議への態度でもボリシェヴィキと足並みを揃えていた。だが、革命戦争継続の立場からドイツとの単独講和条約（ブレスト＝リトフスク条約）調印に抗議して18年3月に政府から脱退し、7月にはドイツ大使を殺害して反乱を起こし、鎮圧されて非合法化された。このような行動に批判的であった人びとは別党を組織し、一部はのちにボリシェヴィキに合流した。左翼社会革命党の態度の背景には、ボリシェヴィキ政権が食糧危機に対処するために農民からの食糧徴収政策（食糧独裁）をとったことへの反発があった。国内戦状況のもとで高まった労農間の矛盾が、そこに反映していたのである。

こうして、1921年春に国内戦が終結する段階では、公式の政治舞台に残っていたのは共産党と改称したボリシェヴィキのみとなっていた。このように、政党という形では共産党に一元化されたとはいえ、社会におけるさまざまな利害の対立や見解の相違そのものが消滅したわけがないから、それらが党内に反映することも避けがたかった。国内戦で疲弊した経済の復興を、農民などの蓄積された不満に対処しながら進めるために、21年3月の党大会は分派を禁止して党内の結束を図ったが、実際には（後述する「工業化論争」のように）20年代を通じて党内論争と対立が止むことはなかった。論争は国家機関相互の対立という形をとることもあったし、共産党が指導権を確立していた労働組合も、経済管理機関にたいする自立性を保持していた。一党制のもとでもなお残存していたこのような多元的

要素が一掃されるのは、「上からの革命」を経た30年代のことである。

## 2) 経済体制の面から——指令的計画化

新しい経済体制の形成は、18年からの戦時共産主義、21年からの新経済政策(ネップ)、29年からの「上からの革命」という諸段階を経て進行した。ここでは、工業と農業とに分けて問題の所在だけを略述しておこう。

国民経済の社会主義的改造をめざすソビエト政権は、工業分野における生産手段を国有化することを目標としていた。とはいえ、後進的なロシアでそのような目標を一挙に実現することは不可能であることも自覚されていた。したがって、銀行の国有化には革命後ただちに手がつけられたが(17年10~11月)、工業企業にたいしては、所有権には手を触れないまま経営にたいする現場の労働者による統制(労働者統制)をまずは実施し、これと中央経済機関(最高国民経済会議)による規制とを結びあわせてゆくという政策が追求された。その間、企業経営の新たな主人となるべき労働者が経営能力を身につけると同時に、国民経済全体を計画的に運営するための態勢を整えようという狙いからである。だが、そのような狙いが効を奏すためには、所有者側が統制に甘んじるとともに労働者側も統制という限定された役割にとどまるという安定した関係が維持されなければならない。だが、ソビエト権力の正統性が万人に受け入れられているわけではなく、やがて国内戦に突き進んでゆくという状況のもとで、このような安定を期待することは不可能であった。所有者側はサボタージュし、労働者側は経営権の奪取を応ずるという緊張関係のもとで、個別企業の国有化から個別部門の国有化へ、そして主要部門の全般的国有化へ(18年6月)と事態は足早に進展した。全般的国有化についての布告が出された時点では国有化されるべき企業のリストすら準備されておらず、国有化を宣言された個々の企業は「最高国民経済会議による特別の命令があるまでは、旧所有者に無償貸与されているものと見なされる」とされたことは、この布告がドイツとの関係の緊張を背景とした非常措置としての性格をもつものであったことを物語っている。こうして、経済的観点から見れば機の熟していない国有化が、政治的考慮によって促されて加速化されたのである。

こうしてともかくも国家の手に移された工業は、中央でのみ結合した部門別の管理機関体系の傘下に組み込まれ、労働力配置をふくめ、極度に中央集権的な仕方で管理された。生産単位間の関係から経済的取引の要素を排除し、工業全体を

あたかも「ひとつの工場」のように運営するこのような仕組みは、多分に戦時動員の必要によって促されたものであったにもかかわらず、インフレによる通貨価値の下落によって現物経済化が進行したのと合わせて、市場関係を一掃した「共産主義」の理想が急速に実現されつつあるかのような幻想をすら生んだ(戦時共産主義)。ネップ期に入ると市場関係が復活し、市場と計画とを結びつけようとする発想も生まれた。それはそれで貴重な経験ではあったが、社会主义のもとでは市場はなくなるという想定そのものが放棄されたわけではなく、社会主义への回り道をしているにすぎないという見解が支配的であった。工業全体を「ひとつの工場」のように運営した原体験は生き続け、30年代に再び思い起こされるのである。

後進国ロシアにとって、農業政策はいっそう重要な位置を占めていた。帝政ロシア時代には、農民の厳しい搾取と飢餓輸出および外資の導入を主要な蓄積源として大工業が育成されていたが、革命は農民を解放する一方、対外関係を縮小させて結果をもたらし、いずれの点からも蓄積源の確保を困難に陥れた。だが、農業が都市=工業を養うだけでなく、工業化のために必要な資源を提供する能力を潜在的に備えた唯一の国内産業であることに変わりはなかった。他方、政治的には、人口中の少数者である労働者階級に依拠するソビエト政権の安定にとって、多数者である農民との良好な関係の維持はきわめて重要であった。しかも、農民を基盤とする社会革命党・左翼社会革命党が存在しないという条件のもとで、このような関係を確保しなければならなかつたのである。

農民たちは、国内戦が戦われているあいだは、反ソビエト勢力の勝利が地主の復活をもたらすことを恐れて、ソビエト政権による穀物割当徵發制を堪え忍んでいたが、国内戦が終結すると鬱積した不満を表面化させた。このような農民の不満への対応がネップの始まりであった。すなわち、割當徵發制を穀物税に代え、納税後の生産物を処分する自由を認めたのである。このことは、市場関係が復活することをも意味した。

ところで、マルクスが想定した社会主义は、資本主義が達成した工業化の成果を受け継ぐことによって成立するはずのものであった。ところが、後進国の中で社会主义をめざす革命に突き進んだロシアは、ソビエト政権のもとで改めて工業化に取り組むという課題に直面しなければならなかつた。しかも、先進国革命が挫折し、「勝利した先進国プロレタリアート」からの援助が少なくとも当面は期待できない条件のもとで、この課題をいかに遂行するかをめぐって展開された

のが「工業化論争」である。

世界革命論の立場から、世界経済とのかかわりという文脈で問題を捉えることを重視していたトロツキーは、国内の工業生産力を急速に上昇させて資本主義列強にたいする劣位を早急に克服しないかぎり、農民の国有工業にたいする不満が世界ブルジョアジーとの結びつきを求めるという方向に転じてゆく危険があると見た。だが、工業生産力を急速に高めるためには、結局農民に負担を強いるほかはない。トロツキーに近い立場に立つブレオ・プラジエンスキーは、このことを「社会主義的原始的蓄積」という表現で端的に指摘した。しかし政治的に見ると、農民とのあいだの緊張を高める危険をともなうこうした急速な工業化路線は、農民との政治的同盟関係の維持を重視するネットの路線に抵触するものであった。これにたいして、農民との関係の安定を重視するブハーリンは、農民が生産力を高めるのを奨励し、そこから無理のない形で蓄積資金を得ることによって漸進的に工業化するという路線を説いた。一国的観点からはよりバランスのとれた立場と見ることができると、逆に言えば、国際関係がロシアの内発的な発展テンポを許容するような形で維持されるかどうかという問題をはらんでいた。いずれにしてもディレンマをふくむこのような路線対立は、後進国における先発社会主义革命が国際的に孤立に陥った状況で直面した構造的問題を表現するものにほかならなかった。

ところで、この論争は、スターリンの主導下で急進的工業化が進められるという形で実践的に決着がつけられることになる。直接の転機は、27~28年の冬の穀物調達危機であった。原因是、穀物価格が低く抑えられる一方、工業製品の都市への供給が不十分であるという状況のもとで、経済的余力を貯えつつあった農民が売りびかえしたことであった。スターリンは、このような事態にたいして、農村に都市の活動家を派遣し、穀物を摘発するための家宅捜索・財産没収・逮捕などの手段を用いながら強制的に徵発するという「非常措置」を発動した。だが、いったんこのような非常措置を発動すると、農民側の反発を呼び起さざるをえないから、ふたたび非常措置に訴えることを余儀なくされ、結局これが恒常化されてゆくことになる。そのための手段が、29年末から開始される「全面的な集団化」「協同組合」化であった。

もともと、マルクス的な社会主義の構想においては、工業における社会主義化の方法としては資本家の收奪による国有化が想定されていた（有償で国有化をおこなうこともありうるが、生産手段を資本家から奪うことには変わりない。ロシ

アでは無償であった）のにたいして、農業においては、生産手段をもつ農民は同時に勤労者でもあるから、その納得によって自発的な協同組合化の道に導くことが基本路線とされてきた。ロシアでも、ネット期においてはこのような路線が当然視されていた（ただし、生産手段のうち土地は、十月革命後ただちに社会化=国有化されている）。農民が協同組合化に納得するための条件は、農家単位の経営よりも集団経営の方が経済的に合理的であることを実例で示すことであり、そのためには、集団経営に適合的なトラクターなどの農業機械を安価で提供できることが必要であった。

だが、実際におこなわれた集団化は、二重の意味でこのような路線を侵害するものであった。第1に、それは、集団化に反対する者に「クラーク」（富農）というレッテルを貼って追放することともなう強制的な「協同組合」化であった。富農とは、本来は貧農・中農などと同様に経済的に規定される概念であるはずであるが、ここでは政治的態度による規定にすりかえられていた。第2に、この協同組合化は、それが経済的に合理的なものとなりうるための物質的な基礎を欠いたままでおこなわれたものであった。このような形で「協同組合」化が強行されたのは、国家が穀物を調達する便宜のために調達単位を集団化する狙いからにはかならなかった。したがって、形式的にはコルホーズという「協同組合」の形をとってはいるものの、実質的には加入・脱退の自由も経営上の自主性をも欠いた、国家化された生産単位に過ぎなかった。なお、農業の協同組合化の形態としては、各農民が生産手段の所有権を保留したうえで土地を協同で耕作するトース、生産手段を共有化する協同経営のほかに小規模な宅地付属地（いわゆる自留地）における副業経営をも認めるアルテリ、すべての生産を協同経営でおこなうコムーナの三つがあり、自発的な協同組合化が前提とされていた20年代まではこれらが並存していた。だが、「全面的な集団化」以降は、アルテリ形態に一本化されてゆく。このこととは、「協同組合」化がまさに上から一定の方針にもとづいて強行されたものにはかならなかったことを示すと同時に、農民への若干の譲歩（副業部分の承認）が必要であったことをも物語っている。

「上からの革命」と呼ばれる以上のような変革と平行して、急速な工業化が進められた。もともと28年に始まる第一次5ヵ年計画をめぐっては、「最適案」（最大限案）と「平準案」（最小案）とが対立し、29年4月の党協議会において、十分な経済的見通しのないままに、より高い発展テンポを見込んだ前者が採択されていたのであるが、農業集団化の波とともにこのような計画すら短縮された期間

内に遂行することが決定され、多くのひずみを伴ないながら実行されたのである。結果として、トロツキーが主張したような急進的工業化が遂行されたことになるが、急進的工業化を世界革命論的文脈のもとに位置づけていたトロツキーの場合とは逆に、スターリン指導下の急進的工業化は、外敵による軍事的脅威の切迫という認識のもとで、ナショナリズムを動員した「一国社会主义」の建設として実行されたのであった。

こうして、30年代の半ばには、農業の集団化と工業化の達成によって社会主义的経済構造への改造が完成したと認識されるに至った。だが、人口中の圧倒的多数者である農民への抑圧を伴なう「上からの革命」は、ソビエトの形骸化と党機関の優位の完成、党内における右派（ブハーリン的立場）の断罪による「論争する党」の解消、批判者にたいする「人民の敵」としての処遇（その極限形態としての大量粛清）など、政治体制上の重大な変化をも随伴したのであった。

### 3) 民族的国家編成の面から——ソビエト連邦制

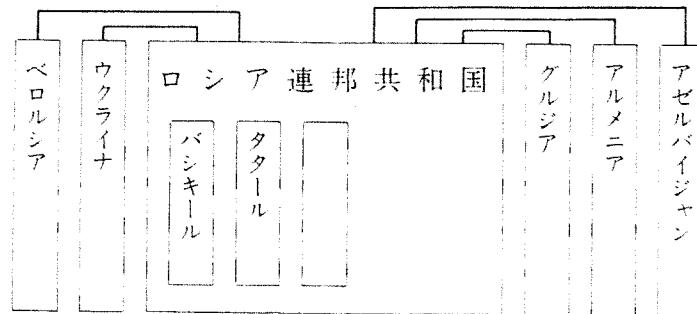
数百年にわたる領土の拡大の結果として成立していた巨大な帝国ロシアは、しばしば「諸民族の牢獄」と呼ばれる多民族国家であった（ある調査によれば民族数は169を数え、1897年段階でロシア人は44%であった）。ロシアによって抑圧された諸民族のあいだで、民族解放運動が生ずるのは不可避であった。そこで、ロシアの社会主义運動は、このような民族運動にたいしてどのような態度をとるべきかを問われることになった。というのは、社会主义運動の基本的な立脚点は、第一義的に重要なのは民族・国家の枠を越えたインターナショナルな階級的連帯であり、階級的解放（階級的搾取関係の廃絶）こそが民族的な抑圧の基盤そのものを解消するものとして優先されなければならないとする立場にあったからである。だが、抑圧民族であるロシア人の革命運動にとって、被抑圧民族の解放運動にこのような図式によって対処してよいかどうかは問題であった。階級的抑圧体制に対抗する広範な戦線を構築することが必要であったからである。こうして、ボリシェヴィキ党内でも1917年に至るまで論争が続けられていたが、結局、民族自決権を承認するという立場を一応確立して十月革命を迎えることになる。一応というのは、民族自決権を掲げた運動がブルジョア勢力によって率いられている場合、これにどう対処するのかという問題がわだかまっていたからである。文字どおり「民族」の自決権を承認するのか、「勤労者」による自決権を承認するのか、完全な了解が成立していたわけでは必ずしもなかった。

ともあれソビエト権力は、17年11月にいちはやく「ロシア諸民族の権利の宣言」を発し、旧ロシア帝国内の諸民族に「分離と独立国家の形成をふくむ自由な自決権」を認める態度を明らかにした。その結果、1922年までの段階で、紆余曲折の末これら諸民族は次のような形で国家形成をおこなうに至った。第1は、ソビエト体制外で独立国家となったフィンランド・ポーランド・バルト3国（リトワニア・ラトヴィア・エストニア）である。第2は、ロシアと同様の「ソビエト社会主義共和国」を樹立したウクライナ・ベロルシア・グルジア・アルメニア・アゼルバイジャンである。第3は、ロシア共和国内部の自治単位（自治共和国など）を獲得した諸民族である。ロシア共和国は正式名称をロシア社会主義連邦ソビエト共和国といい、連邦（federation）国家の形をとっていたのである。

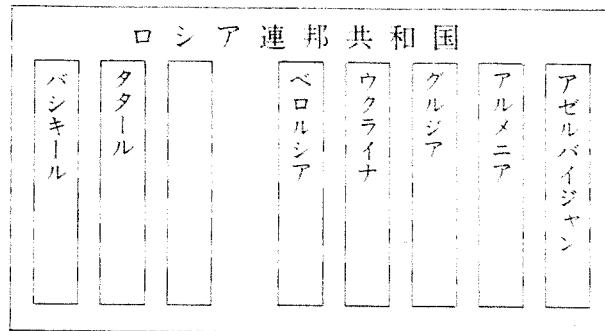
ここに至る過程における“紆余曲折”的一つは、グルジアの場合に見られる。グルジアでは、1918年5月にグルジア民主共和国が独立国家として成立し、20年5月にはソビエト=ロシアとのあいだに友好条約を締結していた。ところが、当時のグルジア政権はメンシェヴィキの指導下にあったため、グルジアが「ザカフカースにおける反革命」の基地となっていると見なしたロシア共産党は、その「ソビエト化」の方針を固めるようになる。そして、21年2月、赤軍のチフリス（現トビリシ）入城を背景としてソビエト政権が樹立されるのである。その後、公式にはこの時を起点とするソビエト=グルジア史が描かれてきたのであるが、88年頃から始まるグルジア史の見直しの動きのなかで、21年2月のソビエト政権成立をロシアによる「事実上の併合」と見なし、18年5月に起源をもつ独立の回復を求める運動が発展してゆく。このような立場は91年3月に実施された国民投票によって国民の意思として確認され、ソ連からの独立を主張する立場を根拠づけたのである。

さて、22年の段階でソビエト社会主义共和国となったロシアなど6共和国のあいだでは、直接には国内戦終結にともなう経済建設と安全保障における協力という観点から（より一般的には「プロレタリア=インターナショナリズム」の立場から）諸共和国の統合をはかるという課題が生じた。この課題に応えるための構想を示したのが民族問題人民委員であるグルジア人スターリンであった。「自治区」案と呼ばれるスターリン構想は、ウクライナなど5共和国をロシア連邦共和国の自治共和国として編入するというものであった。より強い統合を志向するこのような構想は、民族問題の観点から見れば明らかにロシア帝国のロシア中心的構造を継承するものにほかならなかった。これにたいしてレーニンは、諸ソビエト連邦の構成を尊重する立場を堅持した。

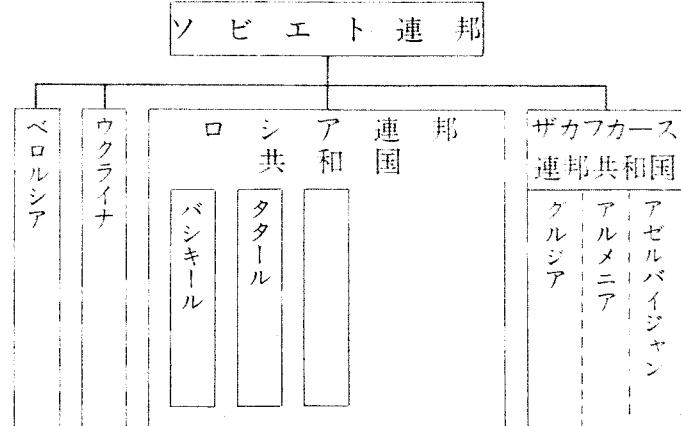
### ソビエト連邦結成直前の共和国間関係



### スターリンの自治化案



### 結成当時のソビエト連邦



エト共和国が対等な立場で条約を結び、ソユース（Union）を結成するという構想を対置した（かつてソユースは「同盟」と訳されていた。これは、フェデラツィア（federation）との相違を明確にするうえで適切な訳語であったが、その後「連邦」と訳されるようになり、訳語上はフェデラーツィアとの区別がつかなくなってしまった。裏を返せば、訳語のこのような転換をおこなった当時は、ソ連成立時の重要な論争問題には無関心であったということになろう）。結局、基本的にはこのレーニンの構想にしたがって22年12月に連邦結成条約が締結され、「ソビエト社会主義共和国連邦」（ソ連）が成立することになる（ザカフカース連邦は、直接加盟を求めるグルジアの抵抗にもかかわらず、ザカフカース連邦という形で原加盟国となった）。

ソビエト社会主義共和国連邦の理念上の特徴は、第1に、主権諸国家が条約によって結合し、しかも「自由な脱退権」を留保するとされたことである。これはしばしば離婚の自由になぞらえられた。すなわち、「自由な脱退権」（離婚の自由）を認めてこそソユースへの結合（結婚）の自発性が確保され、結果として結合が強固なものとなる、というのである。第2に、ソビエト社会主義共和国連邦という国名は、地域ないし民族の名称をふくまず、「ソビエト」「社会主義」という政治理念のみによって表示されている。このことは、スターリン構想のようなロシア中心主義を排除したことを意味するだけでなく、将来、世界革命の過程で新しく「ソビエト社会主義共和国」が誕生した暁には、それらが次々にソ連に加入していくことによって世界大に広がってゆくという理想的展望とも結びついていた。22年の段階ではすでに、このような展望の急速な現実化を期待することができないことは明らかになっていたが、1919年にはバイエルンとバンガリーでそれぞれ「ソビエト共和国」に対応する「レーイテ共和国」と「タナーチ共和国」が短命ながら樹立された前例があったのである。このように、民族を超えてイニシアチオナリズムが外に向かって実現されてゆくという理念を担ったソ連の内部構造自身は、すぐれて民族的なものであった。すなわち、連邦が各民族共和国によって構成されているだけでなく、ロシア共和国に典型的に見られるように、さらにその内部に民族を構成原理とする自治共和国・自治州・自治管区という自治単位を擁していたのである。これが、多民族国家を統合するために選択された原則であった（これにたいして、多民族国家ハプスブルグ帝国で活動していたオーストリアのマルクス主義者のあいだで有力であったのは、民族に地域的自治ではなく文化的自治を与えるという考え方である。ソ連の民族的解体という帰結か

ら、このような考え方が改めて見直されている)。

このようにして誕生した「諸共和国の連邦」は、その後、ロシア連邦内にあった中央アジアで連邦構成共和国が次々に作られてゆくという形で発展していった(24年にウズベキスタン・トゥルクメニスタン、29年にタジキスタン、36年にキルギスタン・カザフスタン)。このことは、形式的にはこれらの共和国のロシア共和国からの自立を意味しているのであるが、この時期にはすでに(のちに述べるように)連邦そのものが実質的には単一国家化しつつあったのである。

### 3. ソ連型社会主义の性格と問題性

#### 1) 国家主義的社会主义

さて、以上のような経過を経て30年代に成立したとされる社会主义社会の構造をやや箇条書的に整理すると、次のようになる。

政治的には、①36年憲法によって、最高会議(最高ソビエト)が立法を、閣僚会議が行政を、最高裁判所以下の裁判所が司法をおこなうという、外見上は権力分立制に類似した形が整えられたが、国家権力の最高機関としての最高会議が全権力を統合するというソビエト原理は維持されていた。また、社会構造が変化した結果、階級的・政治的理由により選挙権を剥奪すべき者はいなくなったという前提から、普通選挙制が導入された。②しかし、選挙は、定員1名の選挙区で候補者を1名に絞るという政治慣行と、投票の秘密を実質的に保障しえない投票方法のもとで、99%の投票率と99%の信任率により「党と人民との一体性」を誇示するキャンペーンと化した。最高会議も、年2回、数日ずつ開催されるにすぎず、形式的な審議により満場一致で決定する儀式の場となった。決定の多くは最高会議幹部会によって代行されただけでなく、幹部会すら関与しない行政立法がいっそう大きな役割をはたしていた。③政治的意思決定と執行の実質的な中枢は、党機構と国家機構とが表裏一体となった党=国家官僚制が掌握していた。社会諸団体は、分野別・階層別に一元化され(たとえば、文学諸団体はソ連作家同盟に一本化)、下から自発的に結成される団体は認められなかった。国家機関と社会団体とを問わず、重要なポストにたいしては、形式上の人事手続き(選挙・任命)とは別に共産党のしかるべき機関が実質的な人事権をもつ「ノメンクラトラ」制が貫かれた。このような共産党による一元的な支配は、「勤労者のすべての社会的・国家的組織の中核」として共産党を位置づけた規定によって憲法上の

原則に高められた。④このような政治システムは、次のような「一枚岩的政治観」とでも呼ぶべき政治観によって支えられていた。すなわち、(1)社会主义社会が完成したことにより人民の内部では敵対的な対立が解消され、社会の利益と個人の利益との一致が保障されるようになった。(2)社会全体の利益とは何かをもっともよく判断できるのは共産党であり、国内における政治はそのような共産党による賢明な指導に人民が呼応するものとしておこなわれる。(3)共産党による指導性の確立をはじめ、社会の進路にかかる重要な選択は不可逆的なものとしてすでに終了しているので、共産党を批判し、成立した体制の骨格を批判する思想・行動は歴史に逆行する反社会主义的なものである。そのような思想・行動が生まれる国内的根柢はすでに一掃されている以上、それらは“過去”的の意識の残滓か“外部”的の敵の搅乱によるものとしか考えられない。軍事的に包囲された環境におかれたソ連にとって外部の敵の搅乱はきわめて危険であり、それに呼応する者は「人民の敵」として排除されなければならない。

社会=経済体制の特徴は次のとおりである。①基本的生産手段のほとんどは国家的所有のもとに置かれ、農業に見られる協同組合的所有も実質的には国家的所有と区別される特質は希薄化していた。個人的所有は主として消費手段を客体とし、生産手段については、自己労働にもとづく小規模副業経営のためのものにはほぼ限定された。②生産は「単一の国家計画」を各生産単位に割り当てる形でおこなわれた。計画遂行に必要な機械・資材も中央集権的に配分された(ただし、労働力の配置は、戦時・戦後復興期を除き、職場選択の自由を前提とした労働契約形態を通じておこなわれた)。価格は、コルホーズ員の宅地付属地での生産物を販売する自由市場での価格を除いてすべて公定価格であり、価格の決定には生産費や需給に制約されない政策的考慮が重視された。生産単位が生み出した利潤は、その大部分が国家によって吸い上げられ、設備投資と生産単位間の再分配とに回された。世界経済との連関ももっぱら国家を通じておこなわれ(貿易と通貨の国家管理)、資本主義世界経済からの影響が遮断される仕組みがとられた。一言で「指令的計画化」と呼ぶことのできる計画化システムである。③失業が解消され、労働能力のある者は国有企業・コルホーズなどにおける社会的労働にたいする賃金の形で所得を得るのが基本とされた。労働能力の一時的(病気など)・恒常的(老齢など)喪失にたいしては手当・年金が支給され、医療と教育は無償とされた。反面、地代・配当のような資産からの所得は制度的に排除され、雇用労働の利用や非合法な経済活動は「不労所得」として厳しく禁じられた。総じて、社会

主義の三つの側面のうち、「計画経済」の側面が指令的計画化の形で突出し、「社会的公正ないし平等」の側面は国家による均質な生活様式の管理という形でこれに付随し、「労働者による自主管理」という側面はほとんど生かされることのない体制ができあがったのである。

連邦制については、①建前の面から見れば結成時の理念が維持されていたが、連邦制を背後で支える共産党（および軍隊・労働組合）はスターリン構想的な連邦単一党としての組織構造をとっており、脱退権行使することは事実上不可能な政治構造となっていた。経済的には、上記のような指令的計画化を背景とした分業構造に組み込まれ、各共和国は自立的な再生産圈としての性格を喪失した。こうして、連邦の連邦たるゆえんは最小限のものとなり、事実上は単一国家として機能した。②このような連邦は、1939年8月の独ソ不可侵条約秘密議定書による勢力圏協定にもとづき、バルト3国およびモルダヴィアを編入（形式は加入）することによって領域的に拡大する一方、③第2次世界大戦におけるドイツによる占領と関連して、クリミア=タタール人など10あまりの民族を対敵協力民族として強制移住させ、彼らの自治共和国を廃止するなど、新たな民族的紛争の火種を埋め込んだのである。

## 2) 歴史的条件と危機

まさに以上のような構造をもったソ連型社会主义がペレストロイカの過程で崩壊したわけであるが、30~40年代におけるその成立からペレストロイカにたどり着くまでの過程に立ち入ることはもはやできない。そこで、この体制について考えておくべきと思われるいくつかの論点に補足的に触れるにとどめたい。

第1に、すでに述べてきたことから明らかなように、この体制は、後進国ロシアにおける先発社会主义革命が国際的に孤立するなかで、20年代から30年代はじめにかけての具体的な国内的・国際的状況のある帰結として成立した特殊な体制である。これをどう特徴づけるかについてはさまざまな見解がありうるが、筆者はさしあたり、「兵営」的心理と論理によって支えられた国家主義的社会主义ととらえている。これにたいして、いかなる意味でも「社会主义」とは認められないとする見解もありうる。基本的には、マルクス的な社会主义の思想（理想と原則）に照らしてあまりにかけ離れているというのがその根拠であろう。そのさい、ソ連における否定的な経験を相対化し、さらには社会主义と切り離すことによって社会主义本来の思想を救いだそうとする動機が働いていることも理解できる。

だが、注意すべきことは、およそあらゆる社会は具体的な歴史の産物であり、その意味でそれぞれ個性をもった“特殊なもの”として成立するほかはないということである。社会主义は人びとのそれに賭ける理想と強く結びつけられ、また目的意識的に作られるという側面があるだけに、一定の基準にあてはめてそれを評価するという態度を生み出しやすい。だが、そのことから非歴史的な考察態度、とりわけスターリンをはじめとする「指導部の誤まり」という主観的因素にもうばら着目する態度に陥ることは避けなければならないであろう。

第2に、このような体制が成立するにあたって日本はどのようなかかわりをもっていたのか、ということに注意を払わなければならない。とかく、日露・日ソ関係のイメージは、1904~1905年から間を素通りし、1945年に直行して描かれることが少なくない。日露戦争（勝利体験）と第一次ロシア革命とのつながりも、第2次大戦末期のソ連による対日参戦と北方領土問題の発生（被害者体験）も重要な歴史的事実ではある。だが、日本がロシア革命に軍隊を送って干渉し、最後に撤兵した国であったこと（1918~1922年の「シベリア出兵」、北樺太撤兵は1925年）、39年夏、オーストリア・チェコスロヴァキアと東方へ進出しつつあったナチス=ドイツの脅威を前に、ソ連が独ソ不可侵条約を締結して一時的融和をはかったその時、まさにノモンハンでは日ソが戦っていたという連関もまた重要である。「兵営」的心理が生まれ、また「兵営」的論理によって体制を正当化するような状況が作り出されるうえで、日本の存在は決して軽いものではなかった。

第3に、このような「兵営」的要因は、第2次大戦後の冷戦下でも作用し続けた。ソ連はナチス=ドイツからの東欧諸国の解放にあたって軍事力で貢献したが、その東欧諸国の体制を1948年頃を境に「ソビエト化」していく。このことをソ連の側から見れば、アメリカとの対峙下の拡大された「兵営」にこれら諸国を編入したということを意味したが、これら諸国にとっては民族的主権の侵害であり、社会主义運動にとってはそれぞれの国の条件に適合的な社会主义モデルをめざす試みの封殺を意味したのである。

第4に、30年代に成立した国家主義的社会主义は、以上のように歴史的な刻印を帯びた特殊な体制であったにもかかわらず、この時期以降、ソ連においてマルクス的な想定にもとづく社会主义そのものが完成したと見なされるに至った。この点が、後進国における一国社会主义建設の限界を強く自覚していた初期のボリシェヴィキ指導者たちとの違いであった。このことによって、成立した体制に自己省察を加えようとする態度 자체が排除されてしまったからである。と同時に、

30年代ソ連の内部においてはさまざまな悲劇的現象が生起していたにもかかわらず、1929年以来の世界恐慌に見舞われていた資本主義世界から見ると、失業の一掃をともなう五ヵ年計画の成功は強いインパクトを与えるべきことだったことも無視することができない。アメリカのニューディール政策や戦後の西ドイツなどにおける福祉国家の展開も、こうした文脈抜きには理解することができない。また、「国家主義的」という規定には多かれ少なかれ否定的なニュアンスがふくまれているが、30年代は資本主義世界をふくめて国家の役割が積極的にとらえられようとしていた時代であったことにも注意しなければならない。

第5に、30年代に作られた指令的計画化のシステムは、それが崩壊した地点からふり返ってみて、そもそものはじめから不合理なシステムであったとする考え方少くない。だが、そのような見方は非歴史的である。このようなシステムも一定の条件（例えば、生産の課題が全体として単純である、いかなる手段を用いても目的を達成することに絶対的な優位が与えられ、人的・物的資源を無制限に投入することが許される、中央集権的に管理がおこなわれることについて社会的合意があり、上からの指令=動員に下からの呼応で応えるような関係が成立している、など）のもとではそれなりの効果を發揮しうるのである。現に50年代前半ぐらいまでは経済成長に貢献したのである。問題は、資本主義の側が社会主义のインパクトを受けて自己革新することにそれなりに成功したのにたいして、社会主义の側が先のような条件の変化に対応した自己革新に（いくつかの試みにもかかわらず）結局は成功しなかったことがある。自己革新を妨げる最大の主体的要因となったのは、一方で自己革新へのイニシアティヴを發揮する資格を独占しながら、既存のシステムから特権的利益を享受する保守的勢力に転化した共産党機構そのものであった。そして、自己革新の失敗の結果は、資本主義体制の側でハイテク化・省エネ化をテコとしながら経済的自己革新において質的転換を成し遂げた70年代を経過することによって顕著なものとなった。このことからくる危機感が党指導部を捉えたのが、ペレストロイカにはかならない。

#### 4. ペレストロイカとソ連邦の消滅

##### 1) 「ペレストロイカ」とは何か？

「ペレストロイカ」とは、「建て直し」を意味するロシア語である。1985年3月にゴルバチョフがソ連共産党書記長に就任したとき以来の改革を、漠然とペレストロイカと呼ぶことがあるが、実際には、「革命」と呼んでもよいような「社会全体

のペレストロイカ」について語られ始めるのは、翌86年の半ば以降のことである。だが、そのあとでもペレストロイカという言葉に明確な定義が与えられたわけではなく、必ずしもなく、その含意も徐々に変わっていた。このような見通しの不確定自体が、ペレストロイカの特徴のひとつであるとさえ言ってもよい。

建て直しという以上、“何を”建て直すのかがまず問題となる。当初は、「停滞の時代」と呼ばれたブレジネフ時代が批判・克服の対象とされ、やがて「命令的=行政的システム」として把握されるブレジネフ時代の社会構造の基礎が作られたのは30~40年代であると認識されて、それができあがる以前、すなわちレーニン時代の諸経験を再評価することが強調される。ところがさらに、レーニンの仕事そのもの、つまりは十月革命そのものを、ロシアを「文明の大道」から逸らせる誤ったできごととして否定する傾向が強まり、1991年の大転換につながってゆくことになる。このことは、“どのように”建て直すのかという問題にかかわってくる。1988~89年ごろまでは、①共産党、より狭くはそのゴルバチョフ指導部が主導することを前提として、②社会主义的な社会=経済システムの枠内でそれを民主的に改革することをめざすものという理解（スローガンとしては「もっと民主主義を、もっと社会主義を」）が支配的であったが、この時期を境にこれらのいずれもが崩れてゆくのである。したがって、ペレストロイカを①②のように狭く理解すれば、ペレストロイカはすでに終わったことになる。これにたいして、ペレストロイカをソ連型社会主义（国家主義的社会主义）からそれに代わる新しい社会システムに移行する過程として広く解釈する立場をとれば、ペレストロイカはまだ続いている。終わったのはその「ゴルバチョフ段階」だということになる（和田春樹氏）。

いずれにしても、1988~89年がひとつの転機になっている。そこで、この時点からペレストロイカの過程を説き起こすことにしておこう。

##### 2) 「ソビエトの活性化」から「権力分立」へ

ペレストロイカが呼ばれた当初に強調されたのは、「グラースノスチ」ということであった。グラースノスチは情報公開とか公開性と訳されることが多いが、より広く、「現実を直視する精神」を含意するものであった。すなわち、さまざまな社会矛盾を見て見ぬふりをし、タテマエとホンネの使い分けによって問題の解決を回避しようとするような、「停滞の時代」に指導部をも民衆をも捉えていた態度を打破し、経済の停滞を核心とする諸困難に立ち向かう自覚的な姿勢

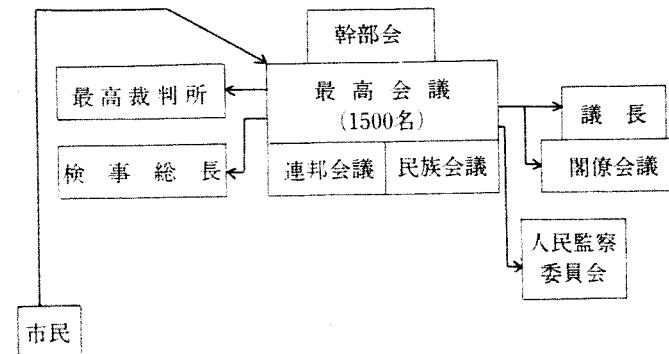
を社会全体に取り戻すことがめざされたのである。グラースノスチ政策の結果は、①幹部の腐敗の摘発や犯罪統計の公表など、社会的病理現象についての情報公開にはじまり、②バルテルナークのノーベル賞受賞作品『ドクトル=ジバゴ』やスターリン時代を描いたグルジア映画『ざんげ』の解禁に象徴されるような文化面でのタブーの打破へと続き、さらには③スターリン時代やレーニン時代の歴史の見直しと、ブハーリン・トロツキーをはじめかつては反党的人物として扱われてきた指導者たちについての歴史的事実と著作の公開や名誉回復がおこなわれた。また、④「新しい政治思考」と呼ばれる外交路線とも結びついて、公式には「ブルジョア的」世界として批判的にのみ描かれることの多かった西側の出来事・制度・思想などへの態度も大きく変化し、このことも自国の歴史への批判的な態度と結びついていった。

このように、グラースノスチ政策が目に見える変化を社会にもたらす一方、問題の焦点である経済改革についても後述するような手が打たれていた。だがこの領域では、国民経済の本体である国有部門の改革が官僚機構の抵抗という壁に突き当たって中途半端なものに終わり、ゆきづまりを見せていた。

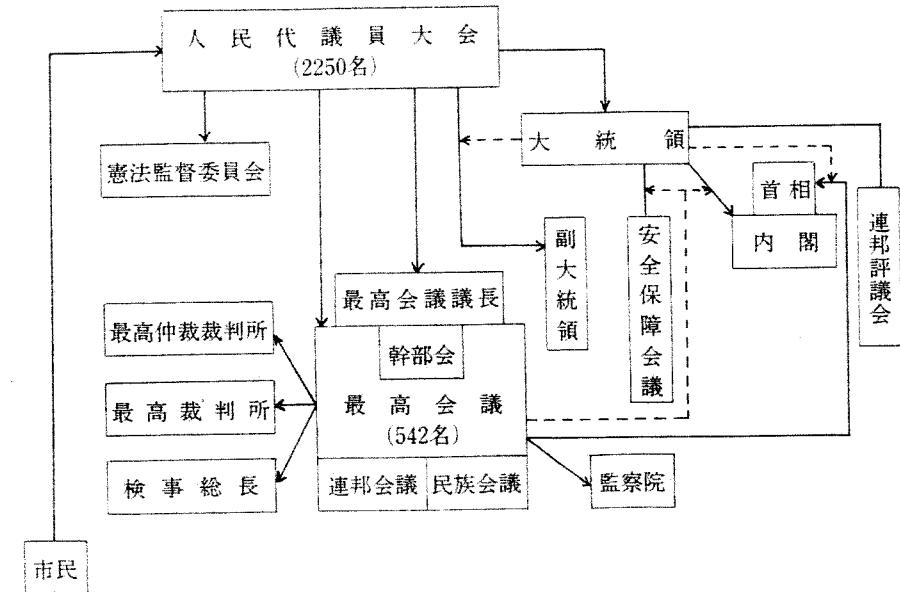
このゆきづまりを打破するためには政治改革が必要であるという認識にもとづいて、形骸化したソビエト制度を活性化する方針を打ち出したのが、1988年6月の共産党第19回協議会であった。同協議会の方針は88年12月の連邦憲法改正として具体化された。その要点は、次のとおりである。

①これまでの最高会議（定数1500人）を原則として年1回招集される「人民代議員大会」（2250人）に改組し、これを国家権力の最高機関とする。②これまでのものと名称は同じでも性格のまったく異なる「最高会議」を新たに設ける。これまでの最高会議の全体会議は年2回、各2～3日程度活動していたにすぎないのにたいし、新最高会議は年2回、各3～4ヶ月活動するなれば常設的な機関とする。そのために規模を縮小し（542名）、行政機関からの自立性を確保することを目的に、代議員と議長（首相）を除く閣僚会議の構成員や省庁の長との兼任を禁止する。このようにして最高会議を実質的な立法機関にするのに伴って、これまで最高会議を代行してきた最高会議幹部会はおおむね議院運営委員会的性格をもつものに変える。ただし、最高会議は国民の直接選挙ではなく、人民代議員大会が互選する人民代議員がローテーション方式で最高会議代議員としての職務を遂行する。③人民代議員大会によって選出される「最高会議議長」のポストを設ける。集団的元首としての最高会議幹部会の座長にすぎなかつた最高会議幹部

連邦憲法定時（1977.10）の連邦統治機構



連邦憲法改正（1990.12）後の連邦統治機構

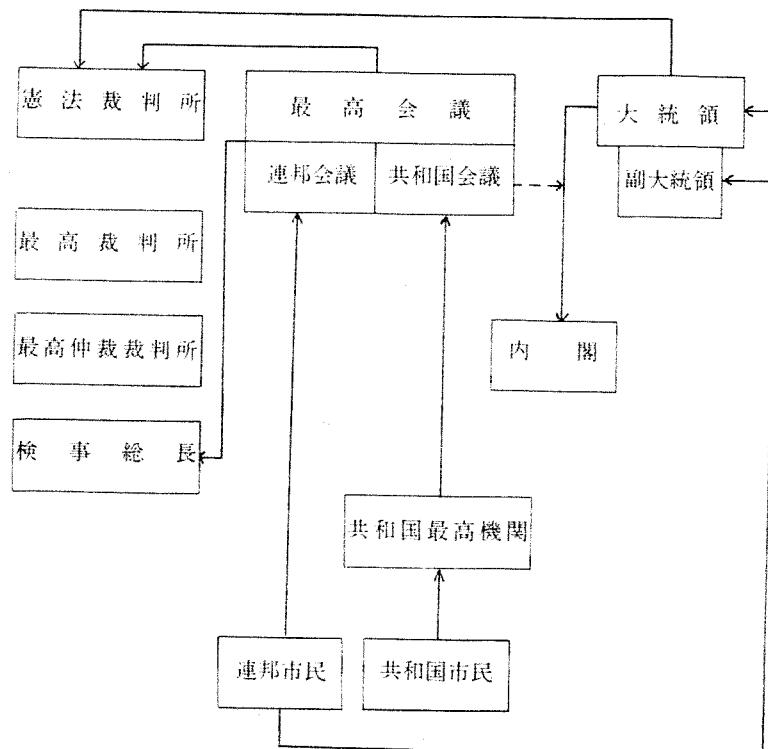


\* → は選出・任命、--- は承認・提案、— は指導などの関係。

\* 大統領・副大統領は初代のみ人民代議員大会選出で、第2代からは市民の直接選挙とされていたが、結局は初代のみで連邦は消滅した。

\* 連邦評議会は大統領を長とし、副大統領および各共和国の大統領（最高役職者）によって構成される。

連邦条約第4次案（1991.7）にもとづくソビエト主権共和国連邦の統治機構



会議長とは違って、最高会議議長は対内的・対外的に国家を代表する元首に該当する役職である。④人民代議員のうち1500名は、これまでどおり定数1の地域選挙区・民族=地域選挙区から選出されるが、候補者を1名に絞って信任投票化する政治慣行を改めて複数候補による競争を推進し、実質的な秘密投票を保障する。ただし、このほかに社会団体選出代議員の枠（750名）を設け、共産党・労働組合・女性団体・学術団体などに割り当てる。

当時としては画期的なものであったこのような改革も、のちの展開から見ると、次のような意味で過渡的な性格を免れるものではなかった。第1に、このようなソビエト活性化路線は、あくまでも「共産黨の指導的役割」という憲法原則を前提とした「上からの改革」を意図するものであった。選挙に実質的な競争の要素を導入することは、このような前提を搖るがしかねない不測の事態を招く可能性をはらむものであったが、それだけに任意の市民グループが（例えば一定数の署名を集めて）候補者を推薦することは依然として認められず、共産党自身をはじ

め共産党の影響力の強い社会団体に特権的な議席枠が与えられるなど、予想される変化を緩和する手だても慎重に講じられていた。第2に、最高会議を半ば常設な立法機関化して代議員を職業議員化する方向を実質的に準備し、代議員と行政機関との人的分離をはかるなど、かつて批判した議会制と権力分立制の要素を一方では復活させながら、最高代表制機関としての人民代議員大会によって他の国家諸機関が形成され、逆に大会を制約するいかなる機関も存在しないというソビエト的な権力統合の要素も残されている。このような折衷的な性格は、「議会」的機関の長が国家元首になるという最高会議議長のポストの性格や、同じ憲法改正によって設置が決められた違憲立法審査の機能をもつ憲法監督委員会の結論に、最高機関としての大会の制定した法律についてはこれをただちに無効とする効力が認められなかっことにも現われていた。第3に、この憲法改正にあたってはもっぱら連邦レベルの統治機構の改革に視野が限定されていたため、当時すでに自主性を高めることをめざす動きを見せ始めていた連邦構成共和国から見ると、そこには連邦権限の強化と映る要素がふくまれていた。これにたいしてエストニア共和国は、この時点で連邦法にたいする共和国法の優位という考え方を早く打ち出し、のちに激化する「法律の戦争」の突破口を開くのである。

改正された憲法と選挙法にともづいて89年3月におこなわれた人民代議員の選挙は、「上からの改革」が下からの民主的高揚を呼び起し、中央指導部の意図を越えた方向に改革が展開してゆく兆しを示した。モスクワ・レニングラードなどの大都市、バルト3国などの民族地域、科学アカデミーなどで、共産党機構によって支持された候補者と党機構・連邦中央に批判的な候補者との対抗関係が生み出され、後者が大きな勝利をおさめたのである（モスクワの民族=地域選挙区でジル自動車工場の工場長と一緒に打ちしたエリツィンが89%の得票を集め圧勝した「エリツィン現象」がその象徴であった。エリツィンは政治局員候補という高い地位から追われていたが、当時はまだ党員であった。すなわち、この段階ではまだ、〈共産党対反共産党〉という形で対決の構図が描かれていたわけではないのである）。このような選挙の結果、同年5月に始まった人民代議員大会と6月からの最高会議は、見違えるように活発な審議の場となった。それだけではなく、人民代議員のあいだに共産党員をふくむ「地域間代議員グループ」という形で野党的な独自会派が初めて生まれたのである。このように、「共産党の指導的役割」を前提として着手されたはずのソビエト改革は、共産党内にすでに存在していた、改革への態度をめぐる複数の潮流の存在を顕在化させる役割をはたすこ

とになった。こうした共産党自身の動搖に加えて、89年夏の炭坑スト以来無視しえない政治勢力となった労働運動のなかから一党制を規定した連邦憲法第6条の削除要求が出されるまでになっていった。「共産党の指導的役割」の事実上の崩壊へ向かうこのような趨勢のもとで、90年2月、ついに共産党は一党制を放棄することを決定したのである。

翌3月、共産党の決定を受けて複数政党制を導入するための連邦憲法改正をおこなった人民代議員大会は、同時に歴史上初めて大統領制を導入し、ただちにゴルバチョフを初代大統領に選出した。大統領制が導入されたのは、第1に、共産党の内部対立と社会における党全体の権威の低下という状況のもとで、これまでには政治的な権威の実質的源泉となっていた共産党書記長というポストの重みが低下し、国家機関の側に政治的な権威の源泉となるような地位を生み出す必要が生じたこと、第2に、バルト3国の自立要求やアルメニア=アゼルバイジャン紛争に見られるような民族紛争の激化が、連邦レベルでの国家的統合の危機をもたらしたため、これに対処しうる強力なリーダーシップが求められたこと（大統領は、各共和国の最高指導者から成る連邦評議会を主宰するとともに、非常事態導入などの非常権限をもつ）、第3に、最高会議が「議会」的性格を整える方向に進む一方で、政治的流動化を背景に決定の執行を担保すべき行政機構の一体性が弱まり、大統領令を制定する権限をもつ大統領職の設置により行政権を強化する必要性が感じられたこと、がその理由であった（最後の点は90年3月の憲法改正でも不十分であったため、90年12月の再改正によって閣僚会議を大統領に直属する内閣に改組するなどの変更がさらに加えられた）。こうして、人民代議員大会は存置されたものの、立法機関（最高会議）と大統領を長とする行政機関とが明確に分離した権力分立的構造がおおむね形を整えることになり、権力統合を原理とするソビエト制は（名前のみ残して）実質的にもイデオロギー的にも放棄されるに至ったのである。

だが、大統領制の導入は、意図されたような連邦大統領ゴルバチョフの権威の強化と連邦の統合をもたらすことはできなかった。民主化を標榜して開始されたペレストロイカのもとで、民主的な選挙によって選ばれることこそが政治的権威の（十分条件とはいえないにせよ）必要条件となりつつあった。90年2～3月におこなわれた共和国レベルの選挙は、89年3月選挙のはらむ前記のような制度上の問題点の多くを解消した、より民主的なものであったため、連邦機関にたいする共和国機関（最高会議）の政治的比重を高める役割をはたした。さらに、90年

6月にエリツィンが直接選挙によってロシアの大統領に選出されたことは、直接選挙を回避して連邦大統領になったゴルバチョフにたいする彼の優位を決定的にした。しかもこれらの選挙では、すでに〈共産党対民主派〉という構図がくっきりと描かれていた。「民主派」と呼ばれる政治勢力のあいだにはさまざまな政治的・思想的対立が内包されていたにもかかわらず、「民主派」というシンボルは共産党による統治に反対する意思を効果的に動員する役割をはたした。こうして、連邦対共和国という対抗の構図と共産党対「民主派」という対抗の構図とが重なりあう状況が作られていったのである。

90年3月に複数政党制が導入され、現にこのころから新しい政党が続々と結成されはじめていたとはいえ、それらは党員数が最大の民主党でも数万の規模であり、1千数百万のソ連共産党とは比べるべくもなかった。にもかかわらず、その共産党は、実質的には次のふたつの方向で解体の道を辿りつつあったのである。第1に、ソ連共産党は共和国共産党の連合体ではなく、単一の連邦党であることを本性としていたのであるが、89年12月にリトワニア共産党が自立したのを皮切りとして、共和国の自立の波が共産党をも捉えていった。90年7月の第28回党大会で政治局が改組され、そこに各共和国の第1書記が加わることになったのが、そのような変化の象徴であった。第2に、長いあいだ政党としての地位を独占していた共産党は、社会団体としての通常の政党ではなく、①公式の行政機構と表裏一体となって統治を支える官僚機構、②社会にたいして貢献しようという公共的精神から昇進の手段としての利用にいたるさまざまな動機によって入党した党員大衆、③政治的プログラムをもとに結集した本来の政党としての性格を表現する政治的に自覺的な活動家層という3つの顔をもっていた。ペレストロイカは、長いあいだほとんど眠り込んでいた③の要素を生き返らせると同時に、民主政綱派・マルクス主義政綱派といった党内諸潮流への分岐を促した。このような分岐が現実となっている以上、共産党をはっきりと複数の政党に分けるべきだという見解も一部には見られたが、実際にはそのような形をとることなく、政治的に活発で著名な党員がいわば三々五々離党してゆくことになった（民主政綱派は離党して共和党を結成）。②の部分からは、明確な離党の形をとらないままに事実上結集しなくなるという形での大量の流出が進んだ。相対的に変化が小さかったと見られる①の要素は、行政機関・企業などにおける党组织を禁ずる91年7月のロシア大統領令によって脅かされていた。八月政変直前の状況は、このようなものであった。

### 3) 「企業家精神」を求めて——脱社会主義へ

社会=経済体制という側面から見たペレストロイカの当初の狙いは、「停滞の時代」に定着した「均等主義」（各人の労働実績の相違が所得に最小限にしか反映しない賃金システム）と「被扶養者根性」（保障された雇用や公的な社会保障制度に依存するばかりで、自らの才覚で生活の向上を図ろうとはしない受動的な態度）を打破し、各人・各経済単位が「企業家精神」を発揮することのできる条件を創出することであった。このような狙いの内包する問題として、あらかじめ指摘しておくべき点がいくつかある。

第1に、このような方向での改革は、各人の労働実績のいかんにかかわらず所得が均等であることを公正と見なすのではなく、各人の実績を所得に反映させる方が——結果として所得の格差を拡大することになってしまって——公正であると見なすというように、公正観を転換させることを意味する。別の面から言えば、「均等主義」と「被扶養者根性」を支えていた古いシステムが、上昇テンポは緩慢で選択の余地の乏しいものであるにせよ、それなりに“安定”した生活を保障するものであったとすれば、“リスク”を伴うとはいえる選択の自由と生活の急速な向上の可能性をもたらすようなシステムをめざそう、ということになる。これは、人びとの日常的レベルでの意識改革を求めるものであった。

このことと関連して、第2に、このような方向での改革は、これまで身につけた高い能力を発揮する機会に恵まれず、あるいはそれが正当に評価されてこなかった層、これから生活様式を変えてゆく用意のある柔軟性を備えた層にとって受け入れやすいが、教育水準や熟練度の低い層や高齢者にとっては不安を呼び起こすものであった。したがって、時として見られた、「抑圧してきた民衆は改革を求めているが、特権化した官僚機構が改革に抵抗している」という描き方は少なくとも経済改革については不正確であり、民衆のなかにも「保守派」の基盤は存在するし、官僚機構のなかにも「改革派」が生まれることは十分にありうるのである。

第3に、「企業家精神」を発揮させる条件の創出は、当初は、あくまでも労働による所得という社会主義的な原理の枠内のものとして想定されていた。業績主義的な賃金システムを導入するということは、「労働力不足」と見なされていた就業状況を「過剰雇用」として捉え直すことと結びつき、効率の悪い労働者を放出する（失業を発生させる）結果をもたらす。その限りでは、社会主義の優位性を示すものとして強調してきた就業の機会の保障という原則を脅かすものでは

あったが、これまで否定してきた資産（所有）からの所得の肯定とただちに結びつくものではなかった。ところが、ひとたび「企業家精神」の発揮が強調されると、そのためには労働の組織と支払いのあり方を変え、意思決定の場を労働者に接近させる（自主管理）だけでは不十分で、経営上の権限をもつと同時にリスクを負い、責任を引き受ける「所有者」を作り出さなければならない、という考え方方が力をえるようになる。こうして、多様な労働形態の探求から多様な所有形態の承認へと問題軸が移ってゆくに連れて、私人またはその集団が他人の労働力の雇用を前提に生産手段を所有する「私的所有」にたいしても肯定的な態度がとられるようになってゆくのである。

さて、30年代以来の国家主義的社会主義のシステムを①国家的所有のほぼ全一般的な支配と②指令的計画化として特徴づけることができるとすれば、このようなシステムからの脱却も、①多様な所有形態の承認を経て主要な方向としての私有化へ、②市場経済と結合したゆるやかな計画化形態の構想を経て全面的な市場経済化へ、というふたつの軸に沿って展開した。

①については、まず86年11月制定の個人的労働活動法によって、これまで公式にはほとんど認められておらず、非合法な「第2経済」の形で営まれてきた手工業・農業・生活サービス部門での個人営業を奨励するところからスタートした。ただし、営業主体は主として主婦・年金生活者・学生・身体障害者、すなわち国民経済にとって非基幹的な働き手とする（国有企業などで働く者が副業として自由時間におこなうことは認める）、雇用労働を用いることは禁止する、地方当局の許可制とするという厳格な条件がつけられていた。ここではまだ、国有部門にたいする補完的な位置づけと、自己の労働を前提とした所有、労働にもとづく所得という原則は崩されていなかったのである。考え方の転換を事実上ふくんでいたのは、88年5月に制定された協同組合法であった。これまで国有企業よりも低次の企業形態と見なされてきた協同組合に前者とならぶ地位を認めたこの法律は、「社会主义的協同組合」の名のもとに、これまでも存在してきたコルホーズという大規模な農業協同組合とならんで3人以上集まれば設立できる小規模な協同組合をも位置づけ、協同組合という形をとりさえすれば組合員以外の者を雇用することを事実上可能とする道を拓いたのである。さらにこのような協同組合には、価格を自由に付けることも認められた。こうして下から作られる新しいタイプの協同組合（コオペラチーフ）は、国有企業から原材料の横流しを受けつつ、物やサービスの欠乏状態につけこんで不当な利得を得ているのではないかという猜疑

の目で時として見られながら、新しい経済主体としての重みを徐々に獲得していくことになる。次いで90年3月の連邦所有法は、私的所有という表現を避けて「市民所有」という新概念を用いながら、市民が個人営業以外の経営活動のための生産手段を所有し、株式その他の有価証券への出資にもとづいて所得を得ることを容認した。そしてこの法律は、市民所有・集団的所有（株式会社の所有をふくむ）・国家的所有・外国人等の所有の順に多様な所有形態を列挙するとともに、「社会主义的」所有という表現を放棄したのである。90年12月のロシア所有法は一步進んで、ついに私的所有という概念を正面から認めるにいたる。さらに91年7月には、連邦レベルとロシアなどの共和国レベルでいきなり私有化法が制定される。改革の焦点が国有企业の私有化（民営化）に移るのにともなって、国家的所有の主体は誰かということが問題になってくる。従来は、国家的所有の主体としての国家とは事実上連邦を意味していたが、所有法は連邦所有と共和国所有との区別を明確にし、各共和国は共和国内にある連邦企業の共和国所有への移管を主張するようになる。そのことによって共和国は、所有者として私有化過程を統括し、資産売却によってえられる資金を手にすることができるようになるからである。こうして、所有問題と連邦制問題とが接点をもつことになるのである。

連邦制問題は、②の市場経済化とも関連をもっている。市場経済へ向かうという方向づけは、87年6月の国有企業法の段階すでに現われていた。同法は、国有企业を「社会主义的商品生産者」と規定し、計画策定・価格形成・利潤の処分などの領域での企業の自主性を高めるとともに、中央機関の役割を直接的指令による企業活動の統制から国家発注や税制・金融による誘導へと転換するという新しいあり方を定めていた（ただし、実際にはこのような方向が展望として示されたにとどまり、重要な点で現状維持的な要素が残されていた）。所有制度の面で大きな転換のおこなわれた90年には、すでに市場経済へ向かうという流れは否定しがたいものとなっていた。この時点で残されていた対立は、国家介入を維持したまま段階的に市場経済化する路線（連邦政府）か、各共和国が主権をもつという前提のもとで急進的に市場経済化を進める路線（シャーティンらのいわゆる「500日計画」）かであった。前者は、転換期の摩擦を和らげながら漸進的に進めようとする点では現実性をふくんでいたものの、国家すなわち連邦の強い権限を前提としている点で共和国の自己主張の高まりという政治状況には合致しないものであり、実際には市場経済化を回避する保守的なものとして受け取られた。後者は逆に、上記のような政治状況には適合的であったが、その急進性は大きな困

難の随伴を予想させるものであった。市場経済化をめぐるこのようなゆきづまりが、八月政変前夜の状況であったのである。

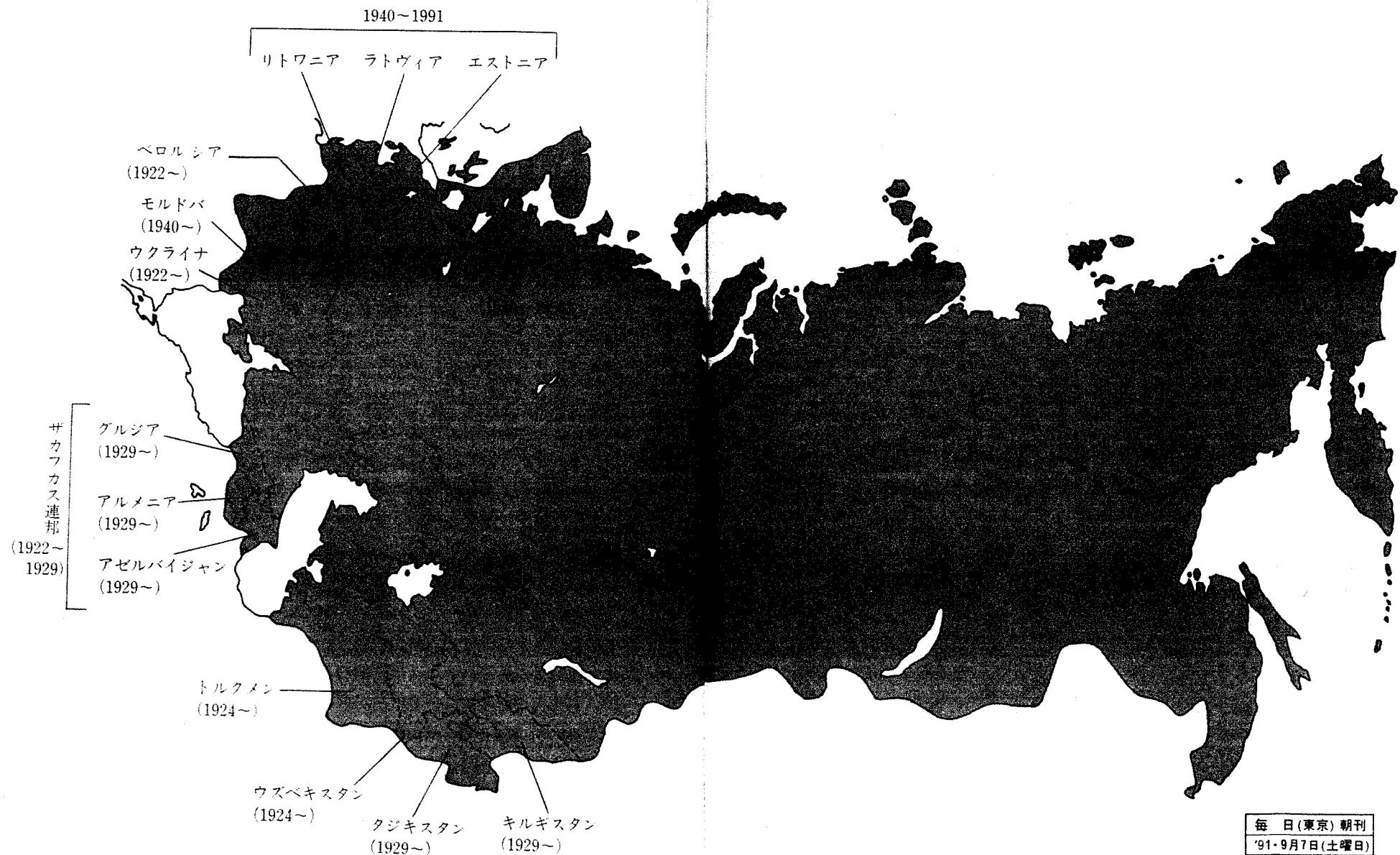
#### 4) 民族問題の噴出と連邦制の危機

八月政変の直接の背景は、連邦制の改組をめぐる対立である。だが、それについて述べる前に、ペレスロトイカにいたって噴出するに至った民族問題の諸相に触れておくことにしよう。ひと口に民族問題と言っても、その性格は多様であり、解決の方向も一様ではないからである。整理の仕方はいくとおりもありうるが、ここでは要求の性格という観点から次のようとにらえておくことにしたい。

第1は、民族的結集の要求である。ここには、イスラエルへの出国の自由を求めるユダヤ人型、アルメニア共和国への帰属がえを求めるアゼルバイジャン領内のナゴルノ=カラバフ自治州型、共和国内での比重の低下を恐れて他民族（具体的にはロシア人）の流入の抑止を求めるエストニア人型などがあり、民族的アイデンティティーを保持するために、民族と国家との対応関係を純化しようという方向性をもつ点で共通している。このような要求の背景にはそれぞれの根拠があることは否定できないが、民族的少数者にたいする新たな不寛容を誘発する危険性をもはらんでいる。民族的アイデンティティーの保持の要求と、多民族の共生化の進行という逆行させることの困難な趨勢とをどのように調和させができるかを問われる問題である。

第2は、文化的・経済的・政治的な自主性の確立への要求である。はじめに問題提起したのは、たとえば共和国内にある連邦管轄企業のもたらす環境破壊にたいして権限のない共和国当局が有効な手を打つことができないという現状を、「共和国独立採算制」という形で経済的自主性を獲得することにより打開しようとしたエストニアであった。バルト3国で芽生えたこのような志向は、1990年にあい次いでおこなわれた各共和国の主権宣言において表現され（共和国法の最高性、領土内の財産にたいする共和国の権利、連邦の保有する外貨・金・ダイヤモンドへの持分権など）、一部では自治共和国から連邦構成共和国へ、自治州から自治共和国への昇格要求、ソ連邦やロシア連邦からの独立要求へと発展するに至った。共和国法の最高性の主張は、連邦法の優位という旧来の建前に立脚する連邦機関とのあいだで深刻な「法律の戦争」を引き起こした。ここで問題点は、第4で述べるような歴史的背景は別として、民族的自主性を確立することこそが経済困難を打開する決定的な鍵である（逆にいえば、民族的従属がすべての経済

ソ連邦の変遷



毎日(東京)朝刊  
'91・9月7日(土曜日)

【】内は連邦構成共和国の数

1917	11	7	ロシア革命、ソビエト政権樹立
	12	25	ウクライナ・ソビエト社会主义共和国成立
18	1	18	ロシア社会主义連邦ソビエト共和国成立
19	1	1	ベロルシア・ビソエト社会主义共和国成立
20	4	28	アゼルバイジャン・ソビエト社会主义共和国成立
	8	26	ロシア共和国内にキルギスタン自治ソビエト社会主义共和国成立 (カザフスタン共和国の前身)
	11	29	アルメニア・ソビエト社会主义共和国成立
21	2	25	グルジア・ソビエト社会主义共和国成立
22	3	12	グルジア、アルメニア、アゼルバイジャンがザカフカス・ソビエト社会主义連邦共和国結成
	12	30	ロシア、ウクライナ、ベロルシア、ザカフカス連邦が連邦条約締結、ソビエト社会主义共和国連邦(ソ連)を結成
23	7	25	ロシア共和国内にカレリア自治ソビエト社会主义共和国成立
24	10	12	ウクライナ共和国内にモルダヴィア自治ソビエト社会主义共和国成立
	10	14	ウズベキスタン共和国内にタジキスタン自治ソビエト社会主义共和国成立
	10	27	ウズベキスタン・ソビエト社会主义共和国、トルクメニスタン・ソビエト社会主义共和国が成立、ソ連邦に加盟
26	4		キルギスタン自治共和国、カザフスタン自治ソビエト社会主义共和国と改称
28	2	1	ロシア共和国内にキルギスタン自治ソビエト社会主义共和国(キルギスタン共和国の前身)成立
29	10	16	タジキスタン自治共和国がウズベキスタンから分離・独立し共和国に
	12	5	タジキスタン、カザフスタン、キルギスタンがソ連邦に加盟。ザカフカス連邦解消、グルジア、アルメニア、アゼルバイジャンが個別にソ連邦加盟
40	3	31	カレリア自治共和国、カレロフィン・ソビエト社会主义共和国として連邦加盟
	7	21	エストニア・ソビエト社会主义共和国成立
	7	21	ラトヴィア・ソビエト社会主义共和国成立
	7	21	リトワニア・ソビエト社会主义共和国成立
	8	2	モルダヴィア、ソ連邦に加盟
	8	3	リトワニア、ソ連邦に加盟
	8	5	ラトヴィア、ソ連邦に加盟
	8	6	エストニア、ソ連邦に加盟
56	7	16	カレロフィン共和国、ロシア共和国内のカレリア自治共和国に格下げ
			[11]
			[12]
			[13]
			[14]
			[15]
			[16]
			[15]

1988	10	1	人民戦線(エストニア=1日、ラトヴィア=6日)、サユディス(リトワニア=22日)結成
88	8	23	独ソ不可侵条約50周年、3国で市民らが「人間の鎖」
	12	22	リトワニア共産党、ソ連共産党からの独立を宣言
90	1	13	ゴルバチョフ書記長(当時)、リトワニア訪問。説得失敗
	3	11	リトワニア共和国最高会議が即時完全独立を宣言
	16		ソ連人民代議員大会でリトワニア独立無効決議
	30		エストニア共和国最高会議が移行期間付き独立を決議
4	18		ソ連政府、リトワニアへの石油供給停止。19日、天然ガス供給も削減。経済封鎖開始(6月末まで)
5	4		ラトヴィア共和国最高会議が移行期間付きの独立決議採択
12	1		3国、新連邦条約不参加表明
91	1	8	ヴィリニュスにソ連空てい部隊
	13		ヴィリニュスで「血の日曜日事件」。ソ連内務省治安部隊と銃撃戦で市民13人死亡
	20		リガでも「血の日曜日事件」。5人死亡
2	14		アイスランド議会、リトワニアとの外交樹立決定
7	20		ロシア共和国がリトワニアと2国間条約締結(事実上の独立承認)
8	20		エストニアが即時完全独立を宣言
21			ラトヴィアが即時完全独立を宣言
	23		アイスランドがエストニアとラトヴィアの独立承認(リトワニアは独立承認済み)。26日、3国と外交関係樹立。以後、3国に対する独立承認、外交関係樹立など相次ぐ
9	6		ソ連、バルト3国の独立を承認

的困難の根源である)という単純化された理解に導かれやすいことであり、さらに、相対的に発展した地域が自主性を獲得することによって後進地域を援助する負担を免れようとする暗黙の動機も働いていることであった(連邦内の南北問題)。

第3は、母語・国家語・共通語(=ロシア語)の関係をめぐる要求である。ソ連では母語の保存と使用の権利が一応認められ、他方でロシア語が共通語(連邦の国家語ではない)として流通してその習得が推進されていたから、理念としてはバイリンガル化がめざされていたと見ることができる。だが実際には、例えば、ロシア以外の共和国に移住し、連邦管轄企業で働くロシア人がロシア語のみを使い続けるなどの形でロシア語化が進行していた。これにたいして、各共和国が主要民族の言語を国家語(国語)として法制化し、企業をふくむ公共機関でのその

使用を確保しようとする動きが生じた。多民族の共生を前提とするかぎり、ここにも少数民族の利害と少数民族の利害との調整、民族的アイデンティティーの保持と民族間交流の必要性との調整という問題が現われることになる。

第4は、原状回復の要求である。これは、クリミア＝タタールをはじめ、かつて強制移住させられた民族が名誉回復・帰郷・共和国の再建を求めるケースと、バルト3国のようにソ連への「加入」(1940年)と見なされてきたものは実は「併合」であったとして、ソ連からの独立の回復を求めるケースとにわかれる。ここでは、歴史的な正義の回復という要請が、不正義な行為のあとに作られた既成事実とぶつかる場面が出てくる場合がある。

さて、これらの多様な要求を背景としながら、問題はしだいに連邦制の再編成という論点に絞られてゆくことになった。そのさい、15の共和国の態度は、連邦からの独立志向を多かれ少なかれふくんでいるリトワニア・ラトヴィア・エストニア・モルドヴァ(旧モルダヴィア)・グルジア・アルメニアの6か国と、連邦にとどまることを前提に、新しく連邦条約を結びなおすことによって連邦を改組する道を志向するロシア・カザフスタンをはじめとする9か国に分化していった。前者のうち、突出した動きを示したのは、90年3月に一方的に独立宣言をおこない、ソ連をただちに外国と見なす態度をとったリトワニアである。連邦側は、4月に急遽「連邦からの脱退手続き法」を制定し、しかるべき手続きを踏んだうえで脱退すべきだとしたが、併合→独立回復という論理に立つリトワニアにとっては、連邦の正規の加盟国であったことを前提とする「脱退」という手続きそのものが受け入れられない性格のものであった。ゴルバチョフ連邦指導部は、連邦条約案の準備を進める一方、91年3月に連邦維持の是非を問うレフェレンдумに打って出たが、上記の6共和国はこれに参加せず、独立志向をもつ共和国を引き留めることに資することはできなかった。

この間、連邦条約案は90年11月、91年3月、91年6月、91年7月と4次にわたり練り直されていった。これまでのような単一国家的な連邦とも国家連合とも異なり、共和国の主権の第一次的性格を出発点としながら、共和国権限の委譲にもとづいて大統領をはじめとする連邦機構を構成するという骨格は一貫していたが、次第に共和国権限を強化する方向に傾斜した案に変わっていった。とりわけ、第4次案の段階では連邦法の執行停止権が共和国に認められ(紛争は連邦憲法裁判所が解決する)、連邦予算の支出の仕方を共和国が厳格にコントロールするものとされていた点が重要であった。このような第4次案にもとづいて、8月20日

に連邦条約の調印を開始する手はずが整えられたのである。

### 5) 八月政変とソ連邦の消滅

8月18日に始まった八月政変は、連鎖的に生じた三つの動きの絡み合いからなっている。

第1は、いうまでもなく、国家非常事態委員会によるクーデターである。連邦条約の調印を阻止し、共和国の攻勢によって衰退しつつある連邦体制を再建することを直接の動機とするこのクーデターの担い手は、連邦統治機構(KGB・軍・内務省・軍産複合体)の責任者たちであった。しばしば「保守派」によるクーデターと呼ばれるが、彼らは市場経済化・私有化という流れそのものを決定的に阻止しようとしたわけではなく、そのよびかけには「社会主義の擁護」というモチーフはすでに欠如していた。むしろそこでは、「秩序回復」というアピールが前面に出ており、それには共鳴する大衆的基盤も存在していたと思われる。しかし、クーデターという正統性のない方法とリーダーたちの威信の欠如は、依拠すべき上記の機構自体の内部分裂を招き、この企ての自壊に近い挫折をもたらしたのである。

第2は、クーデターへの反撃においてリーダーシップを発揮したロシア指導部による連邦の奪権である。ロシア指導部は、合法的に選出された連邦大統領を排除することに抗議する市民たちの法治国家的覚醒と、クーデター派=連邦にたいして「ロシア」の復興を求める情熱とを、新興ビジネス層の財政的支援にも支えられながら結集することに成功し、クーデターを挫折に導いた。その勢いで、連邦管轄企業の共和国移管宣言など、連邦の権限に属する事項に一方的に容喙してこれを弱める一方、残存した連邦機構にロシア政府出身者を送りこんでその立場を堅めた。このようなロシアの行動は、一面では主権宣言に沿って連邦にたいする共和国の立場を強めようとするものであって、他の共和国とも共有しうる性格のものであるが、他面では連邦を継承しようとするロシアの志向をも暗示し、他の共和国の反発を招くことになる。

第3は、諸共和国の独立の波である。ここには、本来の独立志向をもっていたところへ、クーデターによる脅威に直面して独立宣言に踏みきったエストニア・ラトヴィアの場合、共産党指導部が独立派に転身することによってリーダーシップの保持を図ったアゼルバイジャン・ウズベキスタンなどの場合、本来の独立志向を内部に抱えているという条件のもとで、ロシアの力の増大への反発と共に

産党指導部の転身とが結びついたウクライナの場合など、異なる政治的意味あるいはもつ動きがふくまれている。いずれにしても、すでに連邦から共和国へと移動しつつあった政治的比重は、このことによって共和国優位の方向に決定的に転換することになる。9月に開催された最後の人民代議員大会は、このような既成事実を追認する移行期の連邦統治機構を定めて事実上解散するに至ったのである。

最後に、以上3つの動きとからみあいながら、ソ連共産党が解体を遂げた。解体過程には、大統領令による活動停止・財産保全から活動終了・財産国有化に進んだロシアのコースと、共和国共産党が連邦共産党から離脱したうえで社会党に転身したカザフスタンのようなコースとが見られた。前者のような措置の法的正当性についての疑問を一部に残しながらも、すでに歴史は旧共産党から生まれた新しい群小の諸政党（社会主义労働者党・共産主義者同盟・共産主義労働者党など）が、他の諸政党と競争しあう時代にはいっている。

さて、最後の人民代議員大会が移行期の連邦統治機構を定めたものの、それがどこへ移行するものなのかは必ずしもはっきりしていなかった。連邦条約を締結して連邦を再構築するという路線はまだ放棄されたわけではなく、ゴルバチョフは八月政变によって変化した現実に合わせて条約案を練り直す試みを続けた。こうした試みを最終的に挫折させることになったのが、ロシアとウクライナの動きである。ロシアでは、ソ連の領域を「統一的経済空間」として維持することを前提に経済改革をめざす立場（ヤブリンスキー・シラーエフ）からロシア独自でも改革を急ぐ立場（ブルブリス・ガイダール）への方向転換が生じ、連邦を維持する動機を内部から弱めていた。ウクライナでは12月1日の国民投票で圧倒的な独立の意思が確認されると同時に、共産党指導者から独立派に転身したクラフチュークが大統領に選出され、連邦という枠組みから離れる立場が決定的なものとなった。こうして、12月8日にペラルーシ・ロシア・ウクライナによって「独立国家共同体」設立協定が締結され、連邦維持により積極的な立場をとっていたイスラム系共和国もこの既成事実を追認したことにより、12月21日、（9月にソ連によって独立が承認されていたバルト3国と政情不安定なグルジアを除く）11カ国によって、改めて「独立国家共同体」の設立が確認されるに至った（アルマ-アタ宣言）。ここに、「諸共和国の連邦」としてのソ連は消滅したのである。

### おわりに

八月政变の帰結は、民主化という観点から見れば、大衆的な政党という形式を

一面で持ちながら、国家と一体化した独占的な統治機構としての実質をもつソ連共産党という独特の国家政党が、後者の性格を払拭して複数政党制の枠組みに自己を適合させる課題を自らの手で成し遂げることができず、その強行的解体という決着によって実質的な複数政党制への展開への新たな条件が作りだされたことである。だが、共産党に代わるエリツィンら「民主派」による統治が安定した民主主義的メカニズムの定着をただちに意味するわけではない。転換期の諸困難を乗り切るために大統領主導の権威主義的統治へと傾斜しがちなさあたりの局面を、生成途上の民主主義的諸要素を洗い流すことなく、どのようにくぐり抜けてゆくことができるかが当面の問題である。また、社会=政治体制の転換という観点から見れば、経済的崩壊を背景にすでに成熟しつつあった急進的経済改革、すなわち経済システムの脱社会主义的改造という路線にたいするイデオロギー的政治的制約がとり払われた社会主义的社會=経済体制は、資本主義の達成した生産力の基盤を前提としたうえで、そこに内包された、人間的労働と生活という観点から見たさまざまな歪みを解決することこそ歴史的課題とするはずのものであったが、後進国において先発しつつ局地的に社会主义建設を進めざるをえなかつたソ連は、当初から生産力の基盤においてまずは資本主義に追いつくという成長主義的課題に追いまくられ、ついにこのような課題の枠を超えることができないままに、爛熟した資本主義的世界経済システムに（従属的に）再統合されようとしている。そして、民族的国家編成の観点から見ると、対等な主權国家共和国の同盟という構成原理をもしながら事実上は単一国家として機能してきたソ連邦が、そのような枠組みのもとで蓄積されてきた相互依存と対立の諸関係を引きずったまで、独立諸国家のゆるやかな共同体へと再編成された。このことによって先に整理した民族的要求のいくつかは達成されたものの、未解決の問題の方が多く、独立国家共同体という枠組自体がきわめて不安定なものとなっている。抑圧なき諸民族の共生を国境を超えて実現するという、ソ連邦結成の理念にふくまれていた歴史的課題に、仕切りなおしをしたうえで改めて時間をかけて取り組んでゆくほかはない。

さて、ソ連が消滅したことの意味について、私たちはこれからじっくりと時間をかけて考えてゆかなければならぬであろう。ここでは、一言だけ述べてもすびとすることにしたい。

ソ連が消滅したことの意味のひとつとして、「ユートピアのない時代」にはいったということが言われることがよくある。「社会主义」というユートピアを作

ろうとした歴史上最大の「実験」が挫折したから、というわけである。確かに、ソ連の経験は、これまでの社会システムの原理を否定し、それを裏返すことによって一気に理想的な社会を生み出すことができるかのように考える思考方法（実際にはそれほど単純なものではなかったとは思わないが）、あるいはあたかも理想的な社会がすでに生み出されたかのように説くことによって、既に存在し続いている矛盾から目を塞ごうとする態度にたいする警鐘に満ちている。このような思考方法や態度を「ユートピア的」と呼ぶとすれば、その批判は正当である。だが、ユートピアという言葉は、「どこにもない国」を意味する。「どこにもない国」について語ることに意味があるのは、理想的とは言えない現実のはらむ問題点をユートピアに照らして映しだすためであり、それを克服しようとする意欲の支えと方向づけとをユートピアに託すためであろう。そこへ向かって具体的に歩みはじめるや否や、ただちに必要とされるのはリアリズムである。だが、ユートピアとリアリズムとは、決して相互に排除しあうものではない。

「ユートピアのない時代」とは、このような意味でのユートピアがもはや必要ないということなのであろうか。それとも、依然として必要なのだが、さしあたり見あたらないということなのであろうか。もし、見あたらないのだとしたら、新しいユートピアはどのように描かれるべきなのであろうか。それは、これまで社会主義思想とされてきたものとの何らかのつながりのなかに見いだされるのであろうか、それともまったく新しい別のところに求められるのであろうか。ソ連が消滅したことの意味を考えるということは、このような問いへの答えを求めるにつながってゆく。

\*小論をお読みいただいたてのご感想やご意見、高校生諸君の考え方などを下記の私あてにお寄せください。

〒113 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学社会科学研究所

小森田 秋夫（こもりだ・あきお）

1946年 東京都生まれ

1976年 東京大学大学院法学部政治学科博士課程修了

1988年から 東京大学社会科学研究所助教授

専門：ロシア法・ポーランド法

著書：『ソビエト裁判紀行』（ナウカ 1992年）

1992年5月20日 印刷

1992年5月30日 発行

定価300円

（本体291円）

●発行者 実教出版株式会社

代表者 横尾武輔

〒102 東京都千代田区5番町5

Tel 03-3238-7777